

ウズベキスタン共和国司法省  
国際協力機構（JICA）

# 企業家のための行政手続ハンドブック

タシュケント 2011 年

本書は、ウズベキスタン共和国司法省と国際協力機構（JICA）の共同事業『民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト』の一環で発行されるものです。本書の内容は、司法省又は JICA の公式見解を示すものではありません。本書の内容につき、文責は各執筆者にあります。  
本書は無償配布物です。

### 執筆者一覧

**Gayrat KHIDOYATOV**  
司法省副大臣（序文）

**Khudoyor MELIEV**  
経済法局局长（第五章）

**Shokir SAIDOV**  
企業家権利保護局局长（第四章）

**Bakhtiyar KAYUMOV**  
法令及び法務情報局副局长（第一章）

**Bobur USMANOV**  
省庁令登記局局长（第二章、第三章）

**Mirodil MAKHMUDOV**  
法人登記局局长（第六章）

◎ 企業家のための行政手続ハンドブック  
ウズベキスタン共和国司法省  
国際協力機構（JICA）

## 序 文

ウズベキスタンでは、制度改革により企業活動に適した環境が整備されている。企業活動における各種行政手続が著しく簡略化されたことにより、企業家数も増加した。これらの施策によって国家経済は新たな成長段階を迎え、ビジネスや民間のイニシアチブ、国民の福祉の面で大きな発展があった。

また、近年、特に中小ビジネス、個人事業の発展と全面的支援が、国家戦略の主な方向性となっている。この意味で、カリモフ大統領が 2011 年を『小規模事業・個人事業年』と定めたのは、理にかなったことであった。

2011 年 2 月 7 日付大統領決定第 1474 号により承認された国家プログラム『小規模事業・個人事業年』では、企業活動により多くの自由を与え、国の管理機能と許可規定を緩和し、国家機関、監督機関が事業主の財務経営活動に介入することを大幅に削減し、小企業、事業主の設立、登記手続を簡略化することに特に注意が払われた。

このことは、事業主の登記と清算、営業許可の基本的な問題を明らかにし、企業家が作成する各種報告書の概念、種類、作成、提出手続を解説する本書がもつ意義及び今日性を裏付けている。本書は、企業活動に対する国の監督、各種監査の概念、種類、実施手続、また、事業主に対する法的措置についてもとりあげている。

事業主の登記手続の煩雑さと、これを理由とする任意清算が国のビジネス環境に悪影響を与えることは、世界の経験からみても明らかである。企業の登記、清算、企業活動に必要な許可書類の発行において、国が効率よくその機能を果たすためには、登記機関が質の高い業務をこなし、よく組織されていることが必要である。なぜなら、企業活動の第一歩は、まさに企業家と登記機関との間の法的関係からスタートするからである。登記手続が煩雑であればあるほど、人々は公式にビジネスを営むことを目指さなくなる。つまり、企業活動を全くしないか、闇経済に向かい、違法に営利活動を行うかのいずれかである。

このため、ウズベキスタンの経済自由化改革においては、登記手続の簡略化、行政障壁やたらい回し問題の解決に特に注意が向けられた。その結果、登記手続に単一窓口制が導入され、事業主登記と各種登録手続を同時に行うようになった。その後、さらなる手続改善が行われ、事業に必要な許可書類を同時に手続する方式が 2003 年に導入された。2006 年には届

出方式による登記手続が導入された。

2007年には4月27日付大統領決定第630号「事業主の任意清算及び事業終了手続の改善について」が採択され、同制度の抜本的な改革が行われた。

このように、ウズベキスタン共和国の今日の法制度は、企業活動の組織、発展に適した環境を保障しており、また、登記、登録、任意清算における行政コスト、官僚主義的障壁を緩和する施策がとられている。

市場主義の今日の世界において、企業活動に適した環境を提供することは国の主要課題の一つとなっている。しかし、これと同時に国民の権利、法益、健康や社会の安全のためには、サービスや商品の質も確保しなければならない。そのために、個々の業種について許可制度が必要となる。ただし、企業家の権利、法益の侵害を避ける目的で、特定業種免許法は、免許を要する企業活動の種類は法令で定め、法律が別途に定める場合を除き、原則、内閣が免許手続を定めることを規定している。

事業主が提出しなければならない報告書類の多さが、その活動を妨げ、効率を低下させることも、また、よく知られている。企業活動への不当な干渉を避けるため、法律は、法令に規定されるもの以上に報告書の種類を追加することを禁止している。法令に規定のない統計報告類その他の書類を要求したり、所定の頻度以上に提出を要求した場合は、行政責任を問われることになる。

全体として、事業主が提出する報告書類は減少傾向にある。例えば、小企業、マイクロ企業については、現地の統計機関と税務機関にのみ、所定の書式で四半期毎に報告を出すことが法令で定められている。小企業、マイクロ企業に対して毎月報告を要求することは認められない。

このハンドブックは、監査の制限は企業活動の自由を保障するものであるとの観点から、企業活動に対する国家監督の問題を詳しくとりあげている。監査の実施方法の整理、監査の削減、様々な監督機関が行う監査の重複や経済活動への不要な干渉の撤廃を目的とし、企業活動自由保障法の第39条は、計画監査の実施頻度を具体的に規定した。法令は、国家による業務監督の面において、ある種別の事業主につき、いくつかの優遇、特恵制度を設けている。

法定要件に違反した企業家に対しては一定の法的措置がとられるが、それによって企業活動が不当に制限されることがないように、法令は、これらの措置を適用するための手続及び条件を詳細に定めている。本書は、企業家に対する法的措置の適用を規定する一連の法令を詳解している。

このハンドブックは、事業主の法律知識の向上に役立つものとなる。そして、このような知識の向上は、まず、事業主による法令違反を防ぐこ

とになるし、また、国家機関役職員による権利、自由、法益の侵害から事業主を守ることにもなろう。

## 執筆方針

本書の特色は、登記又は免許手続において国家と私人との間に生ずる法的関係の発生、変更、終了の手続を整理し、説明している点にある。

本書の内容は、以下の事項について企業家の疑問にこたえるものになっている。

- 登記や免許を申請する際、また、各種登録や報告書類について、どの書類を、いつまでに、どの国家機関に出さなければいけないか。
- 登記や免許発行を断られた場合、その事由をどうやって知ることができるか。
- 事業主に適用される法的措置、これを解除するための手続、このような場合にどのような対応がとれるのか。

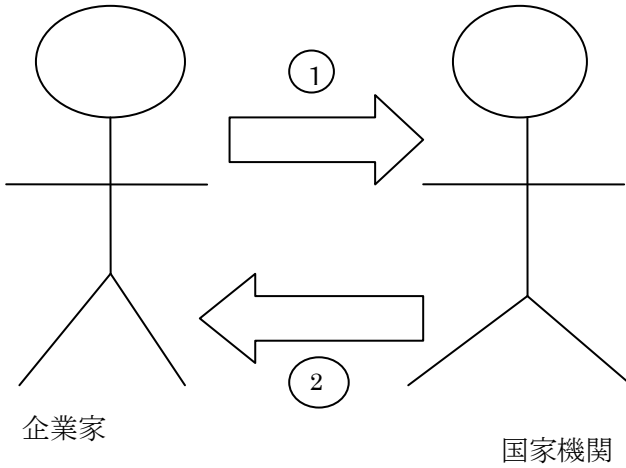
つまり、企業家が行政機関に対してどのような手続上の権利を持っているかということである。

本書は、また、以下の事項について、行政機関の疑問にこたえる内容となっている。

- どのような場合に申請書、届出を受理するのか、どのような場合はこれを拒否しなければならないのか、申請者に対し、いつまでに不受理通知をしなければならないのか。
- これら決定は、どのような形式で作成されるか。
- 登記機関、免許発行機関は、決定をとるにあたりどのような規則を遵守しなければならないか。

つまり、行政機関が企業家に対してどのような手続上の義務を負うのかということである。

これを図で示したのが、以下である。



企業家のためのハンドブックでは、上図（１）の矢印で示される企業家の手続上の権利の解説に重点を置く。行政官のためのマニュアルでは、上図（２）の矢印で示される国家機関による職務遂行とその手続上の義務を中心に解説する。

## 本書の構成

本書は、企業家のための「企業活動自由保障法」のハンドブックである。つまり、行政手続の過程における国と私人との間の権利及び義務の発生、変更、終了といった企業活動における法的関係を整理し、まとめたものである。

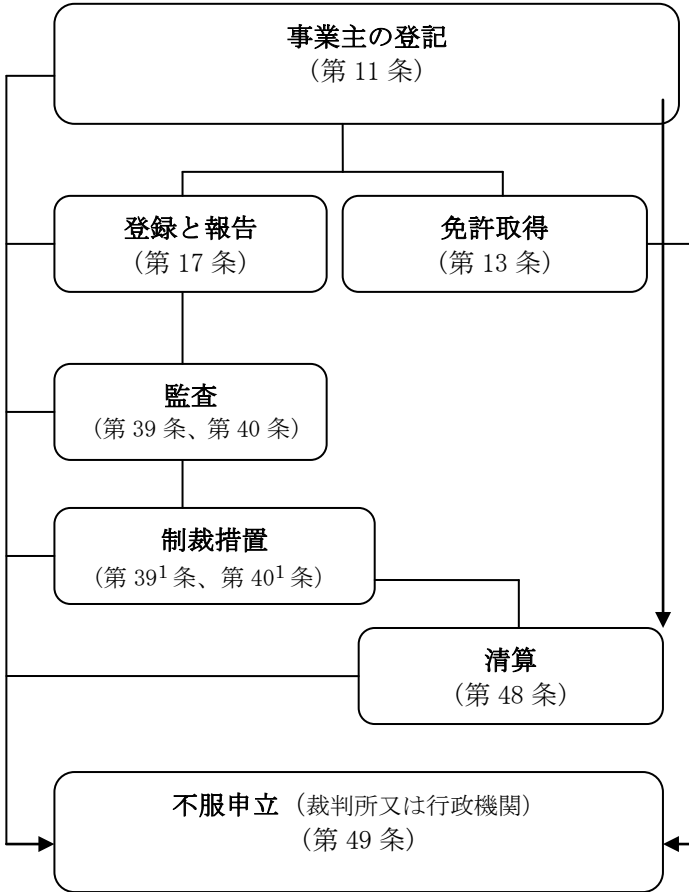
例として、企業活動自由保障法の条項をみてみよう。事業主が発生してから清算するまでの行政手続を順に表すと、下の図1『全体の流れ』となる。以下、この図を説明する。

まず、起業しようとする事業主は、行政機関で登記手続をしなければならない(第11条 登記)。希望する事業が免許を要するものである場合は、登記の他に、行政機関から免許の発行を受けなければならない(第13条 免許取得手続)。登記をし、必要な免許をとると、事業主は事業を開始できる。開業の時点より、事業主は、行政機関に各種報告書類を出し(第17条 報告)、また、行政機関による監査を受けなければならない(第39条、第40条 行政監査)。法律に違反した企業主は、法的措置の適用を受ける(第39<sup>1</sup>条、第40<sup>1</sup>条 法的措置)。企業を廃止したい場合は、清算手続を行わなければならない。つまり、事業主は、清算により事業を終了する(第48条 清算)。登記、免許手続、報告、監査、法的措置に関して、行政機関の決定に同意できない場合には、不服申立てができる(第49条 不服申立て)。

本書は、事業主の登記、免許取得手続、行政監査、法的措置、清算の問題をとりあげている。また、各章で必要と思われる不服申立の手続も解説している。



図1 全体の流れ



## 第一章 事業主の国家登記

### 企業活動自由保障法<sup>1</sup> 第 11 条

事業主の国家登記は、所轄の国家機関が法令に定める手続、期間で行う。

登記機関は、企業の設立が合目的でないことを理由として事業主の登記を拒否してはならず、また、法令に規定される以外の追加的な要件を設定してはならない。

事業主登記の拒否、登記手続期間の違反については、裁判所に不服申立てができる。裁判所が登記機関の決定、機関役職員の行為（不作為）を違法と認めた場合、当該機関、役職員は、申請者に登記拒否又は手続期間違反による損害を賠償し、精神的損害に対する慰謝料を支払う。

## 第 1 節 事業主の登記制度

### 第 1 項 事業主の登記制度の目的

企業活動を行うための主たる条件の一つが、事業主の国家登記である。企業活動自由保障法第 4 条によれば、企業活動主体（事業主）とは、所定の手続により登記し、企業活動を行う法人及び自然人である。

また、民法第 44 条は、「法人は、法令が定める手続により登記せねばならず、登記の時点をもって設立されたものとする」と規定している。ある者が経済関係において活動することの合法性を証明するためには、登録手続を経ることが必要である。

---

<sup>1</sup> ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2000 年、No. 5-6、140p

## 第2項 ウズベキスタンにおける事業主登記と手続の種類

ウズベキスタン共和国における事業主の登記には、主として二つの種類（方式）がある。届出式と許可式である。また、銀行、金融機関、マスコミ機関については、別途の登記手続がある。

現行法令により、許可式の登記手続においては、事業主登記と同時に許可書類の手続が行われる。許可式の登記の場合、事業主登記は、許可書類の手続、登記簿への記載、税務機関と統計機関への登録と同時に行われ、申請者には事業主登記証明書と一緒に全ての許可書類が発行される。許可式による登記は、以下の事業主に対し適用される。

1. 登記申請書と同時に、土地権利登記と建設許可書類の手続のために地区長（市長）の新築用地割当決定書の写しを提出する者
2. 登記申請書と同時に、ガス、電気接続用の技術仕様書をとるために地区長（市長）の新築用地割当決定書の写しを提出する者
3. 登記申請書に主たる事業内容として要免許業種を記載している者

申請者（事業主又はその発起人）が許可書類の発行手続をせず、業種が免許を要するものでない場合、登記は届出式手続で行われる。この手続は、「事業主の国家登記、登録、許可書類発行手続に関する規則（2003年8月20日付内閣決定第357号により承認）」が定めている。

この政府決定が定める登記手続は単一窓口制をとっており、申請者（事業主）は、公共サービス接続（ガス、電気、水道、下水、熱供給、電話）のための技術仕様書の手続、住居から非住居への区分変更、建物の建築や改築に関する手続など、全ての必要手続を一カ所で済ませることができる。

## 第2節 事業主登記、登録の三つの手続方式

### 第1項 届出式手続（大統領決定第357号）

事業主の届出式登記手続は、迅速化された登記手続であり、提出された書類に基づいて「事業主の国家登記、登録、許可書類発行の届出式手続に関する規則（2006年5月24日付大統領決定第357号により承認）」が規定する事項のみを確認する方法である。

#### §1. 対象となる事業主

届出式登記手続は、全ての企業家を対象とする（例えば、要免許業種でなければ、外国投資企業<sup>2</sup>も司法省で届出式手続での登記が可能）。ただし、以下は対象外となる。

- a) 登記の際に、土地割当決定、ガス、電気接続を要する事業主及び要免許事業に従事する事業主
- b) 営利目的商品を輸入する法人格をとらない個人事業主
- c) 銀行、金融組合、質屋、マスコミ企業

#### §2. 届出式による登記

届出式による事業主の登記、登録手続は、法人については8つのステップから成り、添付1の図に従って行われる。法人格をとらない個人事業主及びデフカン農家の手続は7つのステップから成り、添付2の図に従って行われる。

#### §3. 法人事業主登記の提出書類

法人が事業主として登記する場合、申請者（発起人又は法令に従い発起人から権限を付与された者）は、登記機関に以下を直接持ち込むか、郵送する。

- 届出式手続の場合は届出書、許可式手続の場合は申請書

---

<sup>2</sup> 外国投資企業とされるのは、新設企業で、1996年11月30日付大統領令1652号「外国投資企業を対象とする追加的促進措置、優遇措置について」が定める条件に合致するものである。

申請書（届出書）の添付書類は、届出式手続の場合も許可式手続の場合も同じものである。

申請書（届出書）には、以下を添付する。

- 公用語で作成された法人設立文書の原本二部（法人登記のために提出される設立文書とは、組織形態によって、定款、設立契約書と定款、あるいは設立契約書のみとなっており、有限会社及び補充責任会社の場合は設立契約書と定款の両方、合名会社及び合資会社は設立契約書のみ、株式会社、一人企業、法人として設立するフェルメル農家、デフカン農家は定款のみを提出する）。いわゆる外国投資企業及びその他の外資参加がある企業は、設立文書の公証が必要。
- 国家手数料の払込を証明する銀行支払証書（デフカン農家、国営企業を元に設立される株式会社を除く）。
- 予定されている社名が社名データベースで確保されていることを証明するログイン名とパスワード（以下、社名確保証明）
- 印鑑、スタンプの図案、3部

上記書類に加え、事業種別に応じ、以下を提出する。

a) 市場：

カラカルパクスタン共和国閣僚会議、州、タシュケント市の市場用地割当決定、設立文書に記載される定款資本金額の30%以上が払い込まれていることを証明する文書

b) 外国投資企業、その他の外資参加がある企業：

法人登記地の商業登記簿の外国発起人に関する抄本で、所定の手続によりウズベキスタン共和国領事機関の証明を受けたもの。領事機関がない場合は、発起人登記国の外務省、当該国の在ウズベキスタン領事機関、在外公館で証明を受け、その後、ウズベキスタン共和国外務省領事局で証明を受ける。ただし、ウズベキスタン共和国が参加する国際条約に別段の定めがある場合は、この限りでない。商業登記簿の抄本には、当該外国法人の名称、所在地、資本額、組織形態、登記日、活動期間、当該海外法人を代表し署名権を持つ者に関する情報が含まなければならない。この抄本は、発行から一年以内のものを有効とする。ウズベキスタン在住者でない自然人は、パスポートの写しを提出する。文書は、ウズベキスタンの公用語に翻訳し、所定の手続で公証したものを提出する。外国発起人が知的財産による現物出資を行う場合、申請者は、鑑定人が法定手続で作成する評価報告書を提出しなければならない。

各発起人が、定款資本の各持分の 30%を払い込んだことを証明する文書（スム又は外貨の一時貯蓄口座に金銭を振込んだことを裏付ける銀行の証明書、財産がウズベキスタン領内に持ち込まれたことを証明する税関書類、財産の受領引渡調書、財産に対する所有権を証明する文書など）。

c) デフカン農家（法人）、フェルメル農家：

地区長の用地割当決定の写し

d) 法人の新設合併、分割、分離、形態変更により設立される事業主：

- 元法人の知りうる限り全ての債権者に組織変更の通知状を出し、マスコミ媒体に公告を出したことの証明
- 係争中のものを含め元法人の全債権者、債務者の債権債務関係がどのように承継されたかがわかる譲渡証書（新設合併、形態変更の場合）又は分割貸借対照表（分割、分離の場合）
- 元法人の登記証明書の原本、印鑑、スタンプ（新設合併、分割、形態変更により設立される事業主を登記する際に提出）

上記の書類は、事業主を法人として登記する際に提出する。

### § 3. 登記の手續期間

（訳注：項目番号ダブリ原文ママ）

届出書の提出から、事業主登記が行われ登記証明書が発行されるまでの日数は、届出式手続の場合、2 営業日以内である。

### § 4. 登記拒否事由

全ての事業主に共通して、登記機関が登記を拒否する事由となるのは、以下である。

- 申請に行くべき登記機関が間違っていた場合（事業主登記監督局に行くべきところを、司法省で申請するなど）
- 必要書類の不備

法人事業主については、以下も登記拒否事由となる。

- 設立文書、印鑑、スタンプ図案に記載される社名が、社名確保証明に記載されているものと異なる場合
- 設立文書、社印、スタンプ図案に記載される組織形態が、法令に規定される組織形態の種類と異なる場合。

- 設立文書に法令により禁じられている事業内容が記載されている場合。

登記時の資本金額について法定要件がある法人については、上記の場合に加え、設立文書に記載される資本金額が、法令が当該事業主について定める最低資本額と一致しない場合にも、登記を拒否される。例えば、株式会社の最低資本金額は、登記日のウズベキスタン共和国中央銀行のレートで 40 万米ドルに相当する額である。市場については、該当する組織形態について法令が定める最低資本金額に従い、且つ最低賃金額の 500 倍以上でなければならない。

外国投資企業については、前述のものに加えて、以下も登記拒否事由となる。

- 外資参加割合が 30%に満たない<sup>3</sup>。
- 発起人に外国法人が含まれていない<sup>2</sup>。

市場については、一般事由に加え、以下も登記拒否の事由となる。

- 払込済資本額が、設立文書に記載される資本金額の 30%を超えていない。
- 発起人に 51%以上の持分を保有する地方機関が含まれていない。

登記機関は、申請書類提出から 3 営業時間以内に登記拒否決定をとり、申請人に理由を付した決定書を発行する。

---

<sup>3</sup> 司法省で登記を行う外国投資企業とは、資本額 15 万米ドル相当以上の新設企業で、発起人の中に最低でも外国法人が一つ含まれ、外資参加割合が 30%以上の企業である。この条件に該当しない新設企業は外国投資企業とはみなされず、登記は登記監督局で行う。

## 法人の場合の事業主登記、登録

ステップ	主体	行動	期限
ステップ 1	発起人、商工会議所、コンサル会社など	1. 事業主登記の必要書類の作成 2. 法人設立文書の文案作成	発起人の判断による
ステップ 2	発起人又は発起人に権限を付与された者	1. 事業主登記のために登記機関に書類を提出する	発起人の判断による
ステップ 3	登記機関の担当職員	1. 提出された書類をチェックする	3 営業時間内
ステップ 4	登記機関の担当職員	1. 組織形態、所有形態、地域、業種、企業団体の各コードを発行する。 2. 地区（市）の税務機関に納税者 ID の発行を依頼する。 3. 印鑑、スタンプ作成許可を申請する。	
ステップ 5	税務機関の担当職員	1. 納税者 ID データベースを通じ納税者 ID を即時発行する。 2. 納税者 ID データベースに必要事項を入力する。 3. 登記機関担当者に納税者 ID 発行について電子メール又はファックスで通知する。	8 営業時間内
ステップ 6	登記機関の担当職員	1. 事業主登記情報を登記簿に記載する。 2. 登記証明書、その他書類を発行する。	書類受領から 2 営業日以内
ステップ 7	登記機関の担当職員	1. 登記情報、その他書類を所轄国家機関に提出する。	登記日から 1 日以内
ステップ 8	所轄国家機関	1. 事業主登録をする（年金基金、雇用基金、道路基金の対象である場合はその支払者としての登録も行う）。 2. 統一企業団体登記簿に含める。 3. 印鑑、スタンプを廃棄する。	書類受領から 2 日以内

(届出式による事業主登記登録規則 添付 2 を参照)



## 法人格をとらない個人事業主の登記、登録

ステップ	主体	行動	期限
ステップ 1	自然人、 デフカン農家 の長	1. 登記機関に事業主登記のための書類を提出する。	本人の判断による
ステップ 2	登記機関の 担当職員	1. 提出書類が揃っているかをチェックする。	3 営業時間内
ステップ 3	登記機関の 担当職員	1. 地区(市)の税務機関に納税者 ID の発行を依頼する。 2. 印鑑、スタンプ作成許可を手続する。	
ステップ 4	税務機関の 担当職員	1. 納税者 ID データベースを通じ納税者 ID を即時発行する。 2. 納税者 ID データベースに必要な事項を入力する。 3. 登記機関担当者に納税者 ID 発行について電子メール又はファックスで通知する。	8 営業時以内
ステップ 5	登記機関の 担当職員	1. 事業主登記情報を登記簿に記載する。 2. 登記証明書、その他書類を発行する。	書類受領から 2 営業日以内
ステップ 6	登記機関の 担当職員	1. 登記情報、その他書類を各所轄国家機関に提出する。	登記日から 1 日以内
ステップ 7	所轄国家機関	1. 事業主登録をする(年金基金、雇用基金、道路基金の対象である場合はその支払者としての登録も行う)。	書類受領から 2 日以内

(届出式による事業主登記登録規則 添付 2 を参照)

## 第2項 許可式による事業主登記手続（内閣決定第357号）

### §1. 許可式による登記手続

許可式での登記手続は単一窓口制で各所轄機関、関係事業者の許可書類の発行手続が行われる。これには公共サービス網（ガス、エネルギー、水道、下水、温熱供給、電話）への接続のための技術仕様書、建設、改築に必要な許可書類、住居から非住居への種別変更などが含まれる。

ただし、この登記手続には銀行口座の開設、免許の取得までは含まれないため、登記を終えた事業主は、「事業主登記、登録、許可書発行手続規則（2003年8月20日付内閣決定承認第357号）」第56項に従い、事業主登記の後に、必ず銀行で口座開設手続を行い（法人格をとらない個人事業主、デフカン農家は口座開設は任意）、一定の業種については法令に従い所轄機関で必要な免許（許可）をとる。

また、この登記手続には、設計書類の鑑定と、土地資源測地不動産台帳国家委員会の地区（市）土地資源不動産台帳部での登録手続は含まれない<sup>4</sup>。設計書類の作成を依頼する設計機関は、事業主が自分で選択する。

### §2. 登記に必要な期間

許可式での登記手続の場合、登記、許可書類発行までの期間は、技術仕様書、その他許可書類の発行手続の煩雑さを考慮し、申請日から7営業日～1ヶ月とされている。

---

<sup>4</sup> 「事業主登記、登録、許可書発行手続規則（2003年8月20日付内閣決定第357号承認）」第58項参照。

また、2011年7月29日付内閣決定第222号添付書No.4も参照のこと。

## 第3項 営利目的商品を輸入する法人格をとらない個人事業主（「シャトル商人」）の登記、登録手続（2004年9月2日付内閣決定第413号）

俗に「シャトル商人」と呼ばれる営利目的商品の輸入（持ち込み）を行う自然人の個人事業主としての国家登記は、居住地区（市）の税務署で行われる。この登記手続は登録式で行われる<sup>5</sup>。

### §1. 対象となる事業主

この手続の対象となるのは、法人格をとらず個人事業主として営利目的で商品を国内に持ち込む自然人のみである。

### §2. 登記手続

法人格をとらずに輸入商品を持ち込む個人事業主は、以下を行わなければならない。

- 対外経済関係投資貿易省及び税関機関で対外経済活動従事者として登録する。
- 商業銀行に口座を開設する。
- 所定の手続で輸出入業と小売業の許可をとる。
- 登記地の税務機関で輸入業者登録カードを取得する。

### §3. 税務署での個人事業主登記に必要な書類（登録式手続）

税務署で個人事業主の登記をするためには、申請書を提出する（登録式手続）。

申請書には以下を添付する。

- 3×4 の写真4枚
- 登記手数料の支払証明
- 個人事業主の居住地の自治機関が発行する証明書
- 印鑑、スタンプの図案3部

申請書を提出する際には、パスポートを提示する。

---

<sup>5</sup> 2004年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣決定第387号「営利目的商品の輸入を行う自然人の登記手続の整備について」2項参照

## § 4. 税務署での個人事業主の登記手続きにかかる期間

営利目的で輸入を行う個人事業主に対し、相応の登記証明書、登記(許可) 手続カード、内務機関の印鑑スタンプ作成許可書の写し、印鑑図案一部が発行されるまでの期間は、申請書と必要書類を提出してから7日以内である。

登記が拒否される場合については、申請書提出から7日以内に、理由を付した拒否通知が発行される。

## § 5. 登記手続

個人事業主は、国家登記の時点より一ヶ月以外に以下を行わなければならない。

- 対外経済関係投資貿易省及び税務機関に、対外経済活動従事者として登記する。
- 所定の手続により、地区(市) 役所で小売業許可をとる。
- 商業銀行に通知預金口座を開設する

登記(許可) の全ての必要手続が終了し、「輸入業者登録カード」が発行されて、はじめて、個人事業主登記証明書が営業の根拠文書となる点に留意されたい。

## 第3節 不服申立て手続

行政手続による市民の権利保護は、法律が定める場合のみ実現される。また、「市民の権利、自由を侵害する行為、決定に対する裁判所への不服申立てに関する法」<sup>6</sup>は、市民は、その権利と自由を侵害する行為（決定）につき、裁判所、上位機関又は上位の役職員に不服申立てができると定めている。

### 第1項 登記機関の決定、行為に対する上位機関その他国家機関への不服申立て

「市民の訴えに関する法」<sup>7</sup>第6条により、訴え書には、訴える者の氏名（名前、父称、法人名称、組織形態など）、住所（法人の郵便住所）、申告、提案、苦情などの内容を記載しなければならない。

市民からの訴えは、必ず受理し、検討されなければならない。ただし、書面による訴えに氏名（名前、父称、法人名称、組織形態など）、住所（法人の郵便住所）の記載がない場合及びこれらについて虚偽の情報が記載されている場合、署名がない場合については、匿名の訴えとみなされ、これを検討しなくてもよい。

申告、提案、苦情は、当該の問題の解決につき権限を持つ国家機関か、その上位機関に提出する。

上位機関への不服申立ては、権利、自由、法益を侵害する行為（不作為）又は決定が明らかになった時点から一年以内に出すものとする。

管轄を異にする国家機関に出された苦情は、**5日以内**に所轄機関へ回し、その旨を当該市民に通知する。正当な事由なく訴えを他の国家機関に回したり、不服の対象となっている決定、行為をなした国家機関、役職員に回すことは禁じられている。訴えの中にこれを相応の機関へ転送するために必要な情報が含まれていない場合、このような訴えは、理由を付して同期間内に申請者に返却する。

「市民の訴えに関する法」第18条により、申告又は不服は、国家機関がこれを受理してから一ヶ月以内に審理し、本案について解決しなければならない。特に検討、確認を要しないものについては、15日以内に処理

---

6 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、1995年、No.9、183p

7 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2003年、No.1、7p.

する。

申告、不服の審理のために、監査の実施、追加資料の請求、その他の方策をとることが必要な場合、当該国家機関の長は、例外的措置として審理期間を最長で一ヶ月間延長できる。訴えを出した者には、その旨の通知をする。

事業主登記監督局の決定、行為（不作為）に対する不服、その他の問題について、申請者は、司法省の地方出先機関に訴えることもできる。司法省機関は、事業主、海外投資家、外国投資企業の侵害された権利を回復するための措置をとることができる。例えば、司法省は、企業家、海外投資家、外国投資企業の権利保護に関する法令を事業主登記監督局が遵守しているかを監査する権限を持ち、法令違反が発覚した場合には、機関幹部に対し、違反事項、その原因、前提条件を是正し、外国投資家、外国投資企業を含む企業家の権利を回復するための措置をとるよう指示を出し、期間を指定してその遂行を義務づけることができる。司法省は、また、監督機関、免許発行機関、地方機関などの国家機関、経済行政機関の決定、これら機関の役職員の行為（不作為）で、事業主、海外投資家、外国投資企業の権利を侵害するものをやめさせる権限がある。

また、役職員の決定、行為（不作為）に異議がある場合は、検察機関に訴えることもできる。検察機関は、市民、法人からの申告、苦情、訴えを審理し、侵害された権利の回復、法益保護のための措置をとる。

直接の上位機関に不服を申し立てることは、裁判所を含め、別系統の国家機関に不服を申し立てる可能性を除外するものではない。

## 第2項 登記機関の決定、行為についての裁判所への不服申立て

経済分野における法人間、法人格をとらず企業活動を行う個人事業主の地位を持つ市民間の民事、行政その他法的関係から発生する紛争は、経済裁判所が管轄する。

経済訴訟法<sup>8</sup> 第24条に基づき、経済裁判所は、登記機関が国家登記を拒否したことや、所定期間内に登記を行わなかったことなどに関する紛争を解決する。

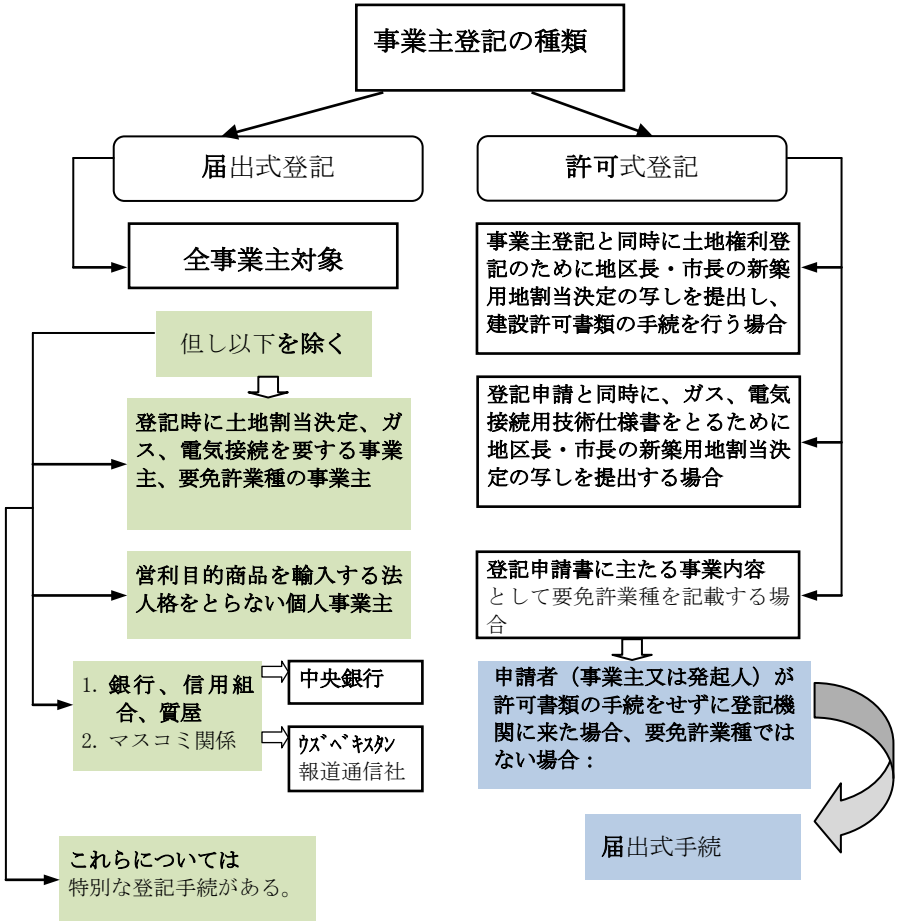
登記機関の決定、行為に対する経済裁判所への不服申立ては、経済訴訟法に従って行われる。

---

<sup>8</sup> ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、1997年、No.9、234p

# 図表

## 事業主登記の種類



## 第二章 企業活動に対する免許

免許手続を要する事業の種類は、法令が定める。

各業種についての免許手続は、法律が別途定める場合を除き、ウズベキスタン共和国内閣が定める。

### 特定業種免許法<sup>9</sup> 第13条

免許の要件、要免許業種の営業において遵守されるべき条件は、各業種ごとの免許規則が定める。この規則には、以下が規定されていなければならない。

- 免許取得者の法令遵守義務
- 要免許業種の業務に携わる者に必要な資格要件、専門知識
- 要免許業種の業務において要求される特別条件（使用材料、技術、設備、その他機材に関する要件など）。

各業種ごとの免許規則において、当該業種についての追加的な免許要件、条件を定めることができる。

免許は、企業活動に対する行政的規制の一手段である。免許制の適用については、民法<sup>10</sup>が規定している。

市場主義の現代社会において、企業活動のための正常な環境を保障することは国家の課題の一つである。しかし、同時に、サービスや商品の質を確保し、企業家の権利を保護する必要もある。

要免許業種を定めるのは法令であるが、各業種の免許手続を定めるのは、法律が別途定める場合を除き、共和国内閣であるという点は重要である。

(特定業種免許法<sup>11</sup>第5条を参照)

9 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2000年、No.5-6、140p

10 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、1996年、No.2の添付書

11 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2000年、No.5-6



# 第1節 営業要件としての免許

## 第1項 免許の一般的事項

### §1. 免許手続の概念

免許手続とは、免許の申請、審査、更新、停止、終了、無効化に関する一連の手続である。

(特定業種免許法第3条参照)

免許手続は、免許、つまり、ある業種につき所定の要件、条件（いわゆる免許要件、条件）を必ず遵守することを条件にその営業を認める特別許可に関わる諸手続である。

免許は、免許発行機関が免許申請者（法人又は自然人）に対し発行する。

### §2. 免許手続の法的規制

免許手続を規定する法令（特定業種免許法第2条参照）

#### 免許手続を規定する主な法令

1. 企業活動自由保障法
2. 特定業種免許法
3. オリー・マジュリス決定 第222-II号「要免許業種一覧について」
4. 内閣決定「特定業種免許法実施のための施策について」

ウズベキスタン共和国では、免許に関し幅広い法基盤が整備され、免許取得における問題を明確に規定している。

憲法第53条は、「国家は、消費者の権利、あらゆる形態の所有の平等とその保護を考慮した上で、経済活動、企業活動、労働の自由を保障する」としている。

民事法令（民法第41条）は、法令（オリー・マジュリス決定 第222-II号「要免許業種一覧について」）が定める特定の活動について、法人は特別の許可（免許）を得たときに限りこれを行うことができると定めている。民法には、この規定以外に免許関係を直接規定する条項はない。

各業種についての免許手続の詳細は、業種別の免許規則で定める。この規則は、通常、内閣決定により承認される。

### § 3. 要免許業種

要免許業種となるのは、市民の権利、法益、健康、社会の安全に損害を与える可能性を含む業種である。

(特定業種免許法第7条)

免許を要する活動とは、統一的な公的基準を設けずにそれを行った場合に、市民の精神的又は身体的な健康、社会及び国家の安全に損害を与える可能性がある活動である。

特定業種免許法は、要免許業種となるのは市民の権利、法益、健康、社会の安全に損害を与える可能性をもつ業種で、免許以外の方法では規制できないものであると定めている。

また、特定業種免許法第16条は、ウズベキスタン共和国における免許申請の最長審査期間(30日)を定めている。これにより、申請書類を精査することができ、また、一方で、審査期間が無駄に引き延ばされることを防いでいる。

ある業種を免許制にするかの判断基準としては、以下の3つが提案されている。

- 1) 活動内容がその実行に参加しない不特定多数者にとって危険であるもの
- 2) その活動範囲に不特定多数者を巻き込むもの
- 3) 収益性があまりに高いために、税率を挙げ、追加的な統制を行う必要があるもの

免許を要する業種の一覧は、オリー・マジュリス決定「要免許業種一覧について」が定めている。

### § 4. 免許発行機関

#### 4.1. 免許発行機関

免許は、当該業種を管轄する国家行政機関、経済行政機関及び地方機関が発行する。

(特定業種免許法第5条、第6条より)

要免許業種の限定的一覧については、オリー・マジュリス決定222-II号「免許を要する業種一覧について」で知ることができる。

免許のタイプ、種類により、内閣は、各業種について免許発行機関と免許手続を定める。免許は、その分野を管轄する国家行政機関、経済行政機関、地方機関が発行することが多い。例えば、製菓業の免許手続は、2010年5月13日付内閣決定第91号により共和国保健省が行っている。

しかし、いくつかの免許について、法律はこれとは異なる免許手続制を定めている。例えば、中央銀行法第50条により、銀行及び信用組合の登記、銀行、信用組合、マイクロクレジット機関、質屋に対する免許発行は、中央銀行が定める手続で行われる。

前述の通り、免許発行機関の一覧は、内閣決定「特定業種免許法の実施策について」（2002年6月28日付内閣決定第236号）が定めている。

## 4.2. 免許発行機関の権限

免許発行機関は、以下を行う。

- 免許申請書と添付書類を受付け、リストを作成する。
- 申請書類の受付日を入れたリストの写しを申請人に渡す。
- 申請書類の記載漏れ、記載内容、申請者が免許要件、条件を履行できるかのチェックを行う。
- 所定期間内に免許発行の可否を決定する。
- 申請者に決定内容を通知する。
- 免許証を発行する。

(特定業種免許法第14条)

法令により、免許発行機関の一般的な権限は以下のように定められている。

- 法令に従い管轄業種の免許手続を行う。
- 法律が定める場合につき、管轄業種の免許手続規則を承認する。
- 免許要件、条件の遵守状況を監督する。
- 免許の更新
- 免許の停止、停止の解除
- 免許の効力終了
- 免許の無効化
- 免許台帳の管理

## 第2項 免許

### §1. 免許の取得

#### 1.1. 書類の提出

申請書類提出手順は、免許申請者が所轄の免許発行機関に申請書類を提出する期限、方法、提出書類の一覧を定めている。

現行の申請書類提出の統一的手続は、免許申請者が所轄の免許発行機関に申請書類を提出する期限、方法、提出書類一覧を定めている。提出書類は以下である。

- 1) 免許申請書。以下を記載する：法人名称、組織形態、所在地（郵便住所）、決済口座のある銀行名、口座番号（以上、法人の場合）；氏名、身分証明書の記載情報（自然人の場合）；申請者が免許を申請する業種。法令に定めがある場合については、当該業種の営業期間も記載する。
- 2) 法人登記証明書の写し（法人の場合）；個人事業主登記証明書の写し（自然人の場合）
- 3) 免許申請審査手数料の支払証明
- 4) 申請者がその業種の免許要件、条件を遵守できることを証明する文書で、法令により指定されるもの（特定業種免許法第14条）

特定業種免許法、その他の免許関連法令に指定されている以外の書類を申請者に要求することは、法令により禁じられている。

申請書類は、申請者が発行機関に直接持参するか、受取証明をつけて郵送する。発行機関に提出された申請書類は、リストを作成した上で受理される。書類受付日を記載したこのリストの写しは、申請者に発送（手交）される。

#### 1.2. 免許取得手続

免許取得手続とは、免許発行又は発行拒否事案の審理のことである。

業種ごとの免許規則で、通常免許の発行（発行拒否）決定を出すための最短期間を定めることができる。

免許発行機関は、必要に応じ、自己負担で専門家と契約し、意見書の作成を依頼できる。

免許発行機関は、決定後 3 日以内に申請者に通知をしなければならない。

免許発行決定通知状は、手数料振込先口座と振込期限を記載し、申請者に発送（手交）される。

免許発行拒否通知状は、発行拒否理由と、申請者がこれを是正し、再審査のために書類を提出できる期間を記載し、申請者に発送（手交）される。

免許の発行を拒否された申請者が、その事由となった事項を是正した場合、発行機関が定める期間内に書類の再審査が行われる。再審査の期間は、申請書と全ての必要書類が受領されてから 10 日以内とする。再審査のための手数料は徴収されない。発行拒否通知に記載された期限を過ぎて申請書が出された場合は、これを新規の申請とする。

免許は、申請者が手数料の支払証明を提出し、免許合意書に署名をした後に発行される。

免許申請者が免許発行通知の発送（手交）から 3 ヶ月以内に発行機関に手数料の支払証明を提出せず、また、免許合意書に署名しなかった場合、発行機関は、この免許を無効化することができる。（特定業種免許法第 16 条）

通知状は、発行拒否理由と、申請者がこれを是正して再審査のために書類を提出できる期間を記載し、申請者に発送（手交）される。

### 1.3. 免許合意書

**免許合意書とは、免許発行機関と免許取得者の権利と義務を定める基本文書である。**

免許合意書とは、免許発行機関及び免許取得者の権利と義務を定める文書である。

免許合意書には、以下が記載されなければならない。

- 1) 合意書に署名する者の氏名、役職名
- 2) 双方の必要情報
- 3) 免許が発行される業種名
- 4) 免許取得者に対する免許要件、条件
- 5) 免許の有効期間（期限のある免許の場合）
- 6) 免許合意書の要件、条件に違反した場合の双方の責任
- 7) 免許発行機関による免許合意書要件、条件の遵守状況の監督方法
- 8) 当該業種の免許規則に従い記載するその他の情報

免許合意書は、2部作成され、発行機関と免許取得者がそれぞれ一部ずつ保有する（特定業種免許法第19条）。

## 1.4. 免許発行の拒否

免許発行の拒否は、特定業種免許法の第17条に規定される場合のみ認められる。

免許発行の拒否事由は以下である。

- 申請者の提出した書類に不備がある。
- 提出書類の記載内容に信頼性に欠ける情報、事実と異なる情報がある。
- 申請者が免許要件、条件を満たしていない、コンクール（テnder）の条件を満たしていない。

これ以外の事由による免許の発行拒否は、「発行の合目的性の欠如」といった理由も含め、認められない。

免許申請者は、免許発行を拒否する発行機関の決定、発行機関役職員の行為（不作為）につき、法定手続により不服申立てができる。（例えば、不動産業免許規則（2011年5月10日付内閣決定第129号承認）の第23条によれば、免許の発行が拒否される場合、発行拒否通知状が申請者に発送（手交）される。この通知状には、発行拒否の具体的な理由と、申請者がこれを是正し、再審査のために書類を提出できる期間が記載される。発行拒否の原因となった事項の是正のために与えられる期間は、最長30日となっている。）

## 1.5. 不服申立て

免許申請者は、免許発行機関の免許発行拒否決定、発行機関役職員の行為（不作為）につき、不服申立てができる。

特定業種免許法第17条は、免許申請者（特定の免許の取得を希望する者）が、免許発行機関（免許を発行する機関）の発行拒否決定、発行機関役職員の行為（不作為）につき、法令が定める手続で不服申立てができることを定めている。この権利により、事業主は、免許発行機関の違法な決定からその権利、利益を守ることができる。

## § 2. 免許効力の一般的概念

ウズベキスタン共和国では、免許は具体的な業種に対して発行される。免許に基づく特定業種の営業権は、免許が特定者に対し個別に発行されるという性質により条件づけられる。つまり、免許事業は常に免許取得者のみが行わなければならないということである。

駐在員事務所及び支店は、民法第 47 条により法人ではないので、独自に免許をとることはできない。免許は個々の主体に対して出されるため、法人又は自然人は、これを他者に移譲できない。

免許合意書とは、免許発行機関と免許取得者の権利と義務を定める基本文書である。

免許に基づく特定業種の営業権は、免許が特定者に対し個別に発行されるという性質により条件づけられる。つまり、免許事業は、常に免許取得者のみが行わなければならない。免許に基づく営業権が他者に移譲できるのであれば、免許の意味はない。

## § 3. 免許の有効期間

免許規則には、通常、免許の有効期間が定められている。有効期間は 5 年であることが多いが、例えば、獣医業、宝飾品製造業、質屋業の免許規則は、これらの免許の効力を無期限とすることができるとしている。有効期間延長の手続については、各免許規則が具体的に規定している（特定業種免許法第 12 条参照）。

## § 4. 免許申請審査手数料

各業種の免許申請審査手数料は、ウズベキスタン共和国政府が定める（特定業種免許法第 15 条参照）。

特定業種免許法は、免許発行機関が免許申請書を審査する際の手数料徴収についての通則を定めている。

同法第 15 条は、各業種ごとの免許申請審査の手数料はウズベキスタン共和国内閣が定めるとしている。

これについては、不当に手数料額が引揚げられないことがないよう、法定最低賃金額の 5 倍までという上限（最高額）が定められている。

また、同条は、免許申請審査手数料は免許発行機関の口座に振込むとしている。免許申請者がいったん出した申請を取り下げる場合、支払われた審査手数料は返金されない。

実務上、審査手数料は、免許の種類によって様々である。例えば、立法者は、弁護士免許の審査手数料を最低賃金額の同額、製薬業免許の審査手数料を最低賃金額の5倍と定めている。

## § 5. 国家手数料、その他の費用

国家手数料とは、相応の権限を持つ機関及び（又は）役職員が行う法的な行為及び（又は）文書の発行に対し徴収される義務的支払である（税法第 326 条を参照）。

免許発行に伴う費用の一部をまかなうため、ウズベキスタン共和国では国家手数料が定められている。

税法第 326 条によれば、国家手数料とは、相応の権限を持つ機関及び（又は）役職員が行う法的な行為及び（又は）文書の発行に対し徴収される義務的支払である。国家手数料額は内閣が定める。1994 年 11 月 3 日付内閣決定第 533 号「国家手数料額について」がこれを定めている。

免許については、免許の発行と有効期間の延長につき手数料が徴収される。

免許発行、有効期間延長の国家手数料の額と支払方法も、内閣が定める。

免許発行、有効期限延長の手数は、一部業種については低く設定される場合がある。



## 第3項 免許の停止、終了、無効化

### §1. 免許停止の条件

(特定業種免許法第22条を参照)

免許は、特定業種免許法第22条に規定される場合に停止させることができる。

免許の停止とは、免許手続における非義務的、選択的な段階であり、免許要件、条件の違反による免許保有者の営業停止決定が出された場合に免許発行機関により適用される。

事業主の法的保護のために、2005年6月14日付大統領令第3619号「事業主の法的保護制度の改善策について」は、各業種営業免許(許可)の10営業日を超える停止、終了、無効化は、裁判手続によってのみ行うと定めている(ただし、内閣の各委員会、中央銀行が発行する免許を除く)。

特定業種免許法第23条は、免許が停止される場合を明確に規定している。

上述の通り、免許停止の主な原因となるのは、免許合意書に規定される免許要件、条件の違反や、発覚した違反の是正を義務づける免許発行機関決定の不履行である。

免許の停止は、免許発行機関又は裁判所が行う。発行機関は10営業日以内の免許停止、裁判所は10営業日を超える免許停止を行う。

免許発行機関の免許停止決定は、決定から3日後までに免許保有者に書面で通知されなければならないという要件がある。裁判所の免許停止決定は、法令が定める期間内に免許保有者と免許発行機関に通知される。

この際、発行機関又は裁判所は、免許保有者が免許停止の原因となった状況を是正するための期間を必ず設定しなければならない。裁判所決定に指定される是正期間は6ヶ月を超えてはならない。

免許保有者が免許停止の原因となった状況を是正した場合、免許停止決定を出した免許発行機関又は裁判所は、状況改善が確認された日から10日以内に免許停止解除決定をとらなければならない。

免許発行機関が出した免許停止決定は、裁判所に不服申立てができる。裁判所が免許停止を不当なものと認めた場合、免許発行機関は、免許保有者に対し発生した損害について責任を負う。

免許の停止及び停止解除については、適時に広く情報が伝わるよう、

マスコミ媒体を使って公告しなければならない。

## § 2. 免許終了の条件

(特定業種免許法第 23 条参照)

免許の効力終了の事由となるのは、免許保有者による免許終了申請である。また、免許保有者が免許要件、条件に著しく違反した場合も、免許を終了させることができる。これは、法律違反に対する責任措置である。

免許の効力は、以下の場合に終了する。

- 1) 免許保有者が免許終了申請をする場合
- 2) 法人清算の場合は清算の時点より、組織変更により事業が終了する場合は組織変更の時点より、免許の効力が終了する。ただし、形態変更の場合を除く。
- 3) 個人事業主登記の有効期間が終了した場合
- 4) 所定の手続により個人事業主の行為能力が制限された場合又は行為無能力者と認定された場合。この場合の詳細は、民事訴訟法第 33 章（第 291 条乃至第 297 条 市民の制限行為能力認定又は行為無能力認定）が規定している。
- 5) 免許合意書が定める免許要件、条件の度重なる違反又は一度でも重大な違反があった場合
- 6) 免許停止の事由となった状況を免許保有者が免許発行機関の指定した期間内に改善しなかった場合
- 7) 免許発行機関の免許発行決定が違法であったと認められた場合
- 8) 免許の有効期間が終了した場合

5 項～7 項以外の場合、免許の効力は、発行機関の決定に基づいて終了する。

5 項～7 項については、法令が別途定める場合を除き、効力終了は裁判手続で行われる。

発行機関が出した免許終了決定は、決定後 3 日後までに免許保有者に書面で通知される。裁判所の免許終了決定は、法令が定める期間内に免許発行機関と免許保有者に送られる。免許保有者が免許終了決定を受領してから 10 日以内に、免許は免許発行機関に返却され、破棄されなければならない。

免許終了については、マスコミ媒体で公告しなければならない。

免許の効力は、終了決定が出された日付で終了する。

免許発行機関が出した免許終了決定は、裁判所に不服申立てができる。裁判所が免許終了を不当と認めた場合、免許発行機関は免許保有者に対し発生した損害額につき責任を負う。

### § 3. 免許の無効化

(特定業種免許法第 24 条を参照)

**免許の効力は、特定業種免許法第 24 条が規定する場合に無効化できる。**

免許は、以下の場合に無効とされる。

- 1) 免許申請者が、免許発行決定通知が発送（手交）されて三ヶ月以内に発行機関に免許発行手数料の支払証明を提出しなかった場合又は免許合意書に署名しなかった場合、発行機関は、この免許を無効とすることができる。この場合、免許は、免許発行機関の決定によって無効とされる。
- 2) 免許保有者が無効化申請をした場合、免許発行機関の決定により無効とされる。
- 3) 虚偽の文書により免許を取得した事実が明らかになった場合。この場合、免許は、裁判所決定によって無効とされる。

免許発行機関が出す免許無効化決定は、決定後 3 日後までに免許保有者に書面で通知される。裁判所の免許無効化決定は、法令が定める期間内に免許発行機関と免許保有者に送られる。免許保有者が免許無効化決定を受領してから 10 日以内に、免許は発行機関に返却され、破棄されなければならない。

免許無効化については、マスコミ媒体で公告しなければならない。

免許無効化決定がとられた場合、免許は発行の時点から無効であったものとされる。

免許発行機関が出した免許無効化決定は、裁判所に不服申立てができる。裁判所が免許無効化は不当であると認めた場合、免許発行機関は、免許保有者に対し発生した損害額につき責任を負う。

## 第4項 免許要件、条件の遵守状況の監督

免許要件、条件の遵守状況の監督は、市民の権利を保障するために不可欠である。

免許要件、条件の遵守状況の監督において、免許発行機関は、その権限の範囲で以下を行う権利を持つ。

- 法定の手續により、免許要件、条件の遵守状況の計画監査を実施する<sup>12</sup>。
- 違反を示す事実がある場合、法定の手續により臨時監査を実施する。
- 免許要件、条件の遵守状況につき情報をとる。免許要件、条件は、免許合意書に記載されている。免許合意書は、免許発行機関と免許保有者の相互の権利、義務を定める文書であり、つまり、免許発行機関は、免許合意書の範囲内でのみ遵守状況に関する情報の提供を求めることができる。
- 監査の結果に基づき、具体的な違反内容を記載した調書を作成する。
- 免許保有者に対し、指定期間内に違反を是正する義務を課す決定を出す。
- 免許を停止又は終了させる。

免許発行機関は、法令に従いその他の権限を行使できる。

監督機関及び法執行機関はその権限の範囲内で免許要件、条件の違反を発見した際は、免許発行機関に通知する。

---

<sup>12</sup> 本書第四章「事業主に対する監査」を参照。

## 第5項 不服申立て

### §1. 免許発行拒否についての不服申立て手続

免許申請者は、発行機関の免許発行拒否決定、発行機関の役職員の行為（不作為）につき、行政手続として上位機関へ不服を申立てるか、裁判手続での不服申立てができる。

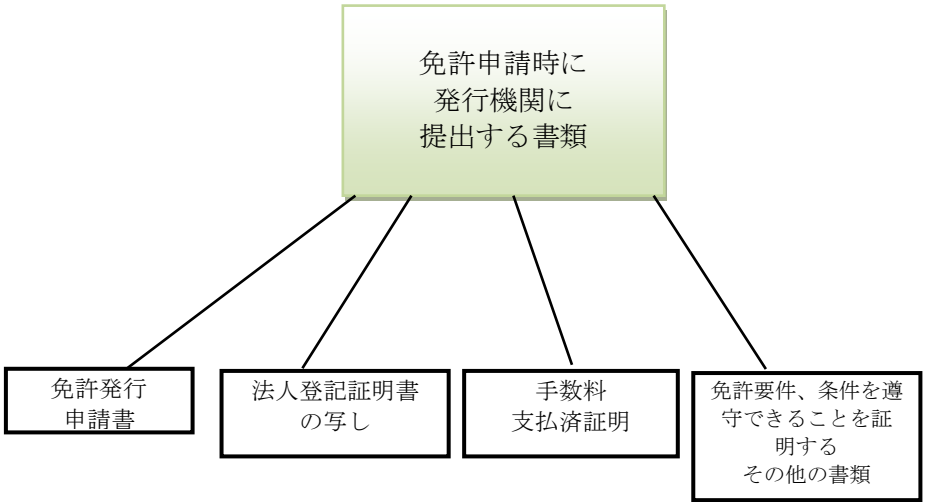
### §2. 免許停止、終了、無効化決定に対する不服申立て手続

発行機関が出した免許停止、終了、無効化決定は、裁判所に不服申立てができる。

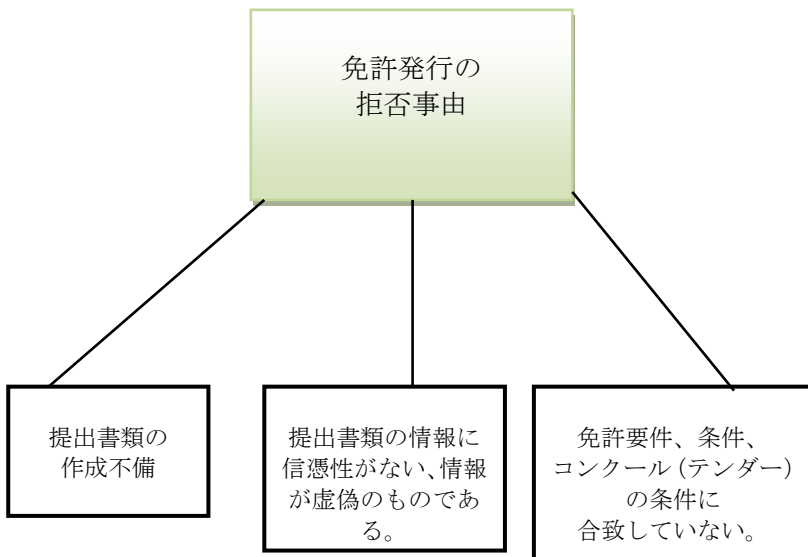
発行機関が出した免許停止、終了、無効化決定については、裁判所に不服申立てができる。

裁判所が発行機関の決定を不当なものと認めた場合、発行機関は免許保有者に対し発生した損害額の範囲で責任を負う。

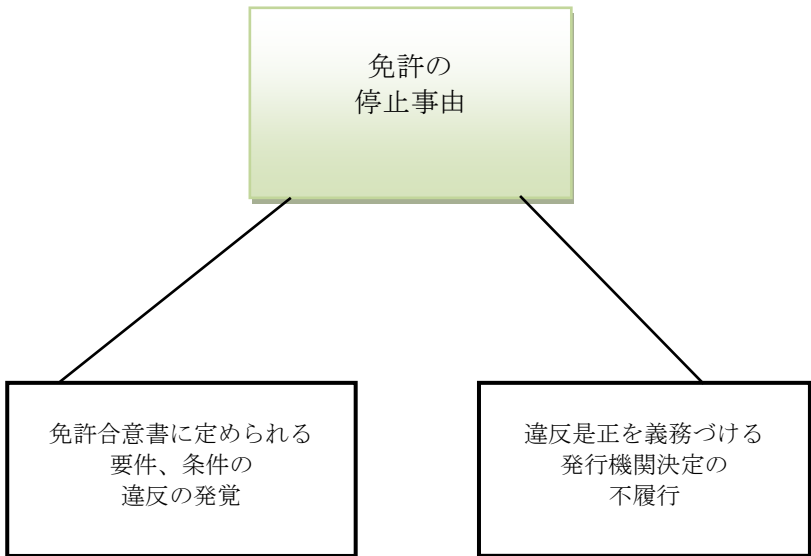
図 表



(免許発行機関に提出する書類の一覧)

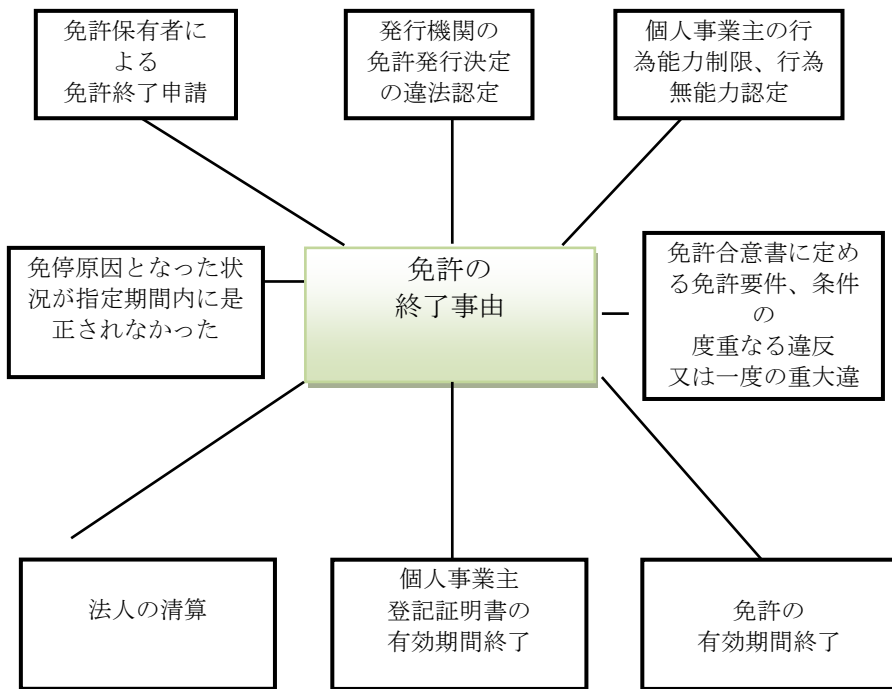


(免許発行拒否事由)

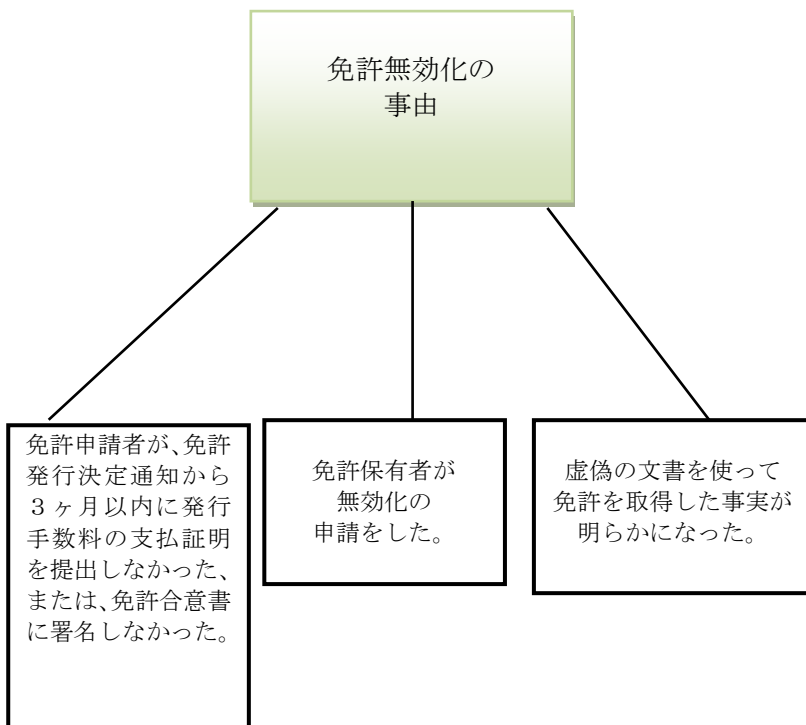


(免許停止事由)





(免許終了事由)



(免許無効化の事由)

(ウズベキスタン共和国 国章)

タシュケント市役所

## 免 許

この免許は、タシュケント市役所委員会決定 2003 年 4 月 15 日付、議事録第 14 号に基づき、タシュケント市ハムザ地区役所 2001 年 5 月 24 日付決定第 156 号により登記された株式会社「LOCHIN-D」社（免許保持者の正式名称）に、タシュケント市オガヒ通り 5 番のガソリンスタンド「Lochin」（ガソリンスタンド名称、所在地）でのガソリン販売（ガソリン、ディーゼル燃料、各種オイル等販売）を許可するものである。

免許保有者の所在地（郵便住所）：タシュケント市アシュラフィ通り 125 番

免許保有者の納税者 ID:203361034

免許発行日：2003 年 4 月 16 日

免許有効期間：5 年

登録番号：001

責任者： (氏名) (署名) (押印欄)

免許延長： 年 月 日まで

責任者： (氏名) (署名) (押印欄)

免許延長： 年 月 日まで

責任者： (氏名) (署名) (押印欄)

(2003 年 6 月 28 日付内閣決定第 289 号 添付 4)

## 第三章 報告

### 企業活動事由保障法<sup>1</sup>第 17 条

事業主は、法令に従い記録、報告書を作成する。

小企業は、国家統計機関と税務機関だけに、所定の書式で報告書を提出する。

地方機関、経済行政機関は、法令が定める以外の報告を事業主に課してはならない。

企業家の保護と、企業活動への不当な介入を避けるため、同条は、法令に定められる以外の報告書類を設定することを禁じている。

法令に定められる以外の統計報告その他文書の請求や、規定の報告であっても所定の提出期以外の時期に提出を求めることは、事業主の自主性の制限やその活動への不法介入と同様に、行政責任を問われることになる。

行政責任法第 241 条<sup>1</sup>を参照のこと。

報告書類の削減については、よい傾向が観察される。2000 年、政府決定第 65 号「小規模企業の報告書類の削減と整理に関する施策について」が採択された。これにより、小企業、マイクロ企業については、現地の統計機関と税務機関にのみ、所定の書式で四半期毎に報告を出すことが定められた。小企業、マイクロ企業に対し、毎月報告を要求することは認められない。

## 第1節 報告書類

### 第1項 報告書類：種類と作成、提出手続

#### §1. 報告書の種類

企業活動を行う上で共通の条件となっているのが、統計、財務、税務報告書の提出である。

報告書類は、事業主の活動を監督する仕組みの一つである。企業活動を行う上で共通の条件となっているのが、統計、財務、税務報告書の提出である。また、業種によっては、法令で特別の報告書類が定められていることがある。例えば、保険業者については財務省大臣令で特別な財務報告書の書式と記入方法が定められており（2009年4月20日付登録番号第1945号）<sup>13</sup>、また、麻薬向精神薬先駆物質取扱業についての報告規則が2009年1月8日付政府決定第6号で承認されている。

#### 1.1. 統計報告

##### 1.1.1. 国家統計機関

国家統計機関とそのカラカルパクスタン共和国、州、タシュケント市、地区、市の地方機関は、国家統計の管轄機関である。

統計機関は、必要がある場合、国家機関、市民自治機関、法人、国家施設及び国際組織のための情報源としての機能を果たす。

国家統計機関とは、国家統計を所轄する機関及びそのカラカルパクスタン共和国、州、タシュケント市、地区、市の地方機関である。

現行の国家統計法<sup>14</sup>は、国家統計に関する諸関係、国家統計機関の権限を規定し、統一統計情報システム管理の法的基盤となっている。

##### 1.1.2. 国家統計の役割

国家統計の主要な役割は以下である。

---

<sup>13</sup> ウズベキスタン共和国法令集、2009年、No. 17、217p

<sup>14</sup> ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス公報、2002年、No. 12、219p

- 1) 社会経済現象、その経過、結果に関する統計情報の収集、処理、蓄積、保管、まとめ、分析、公表
- 2) 国際基準に合致した統一的統計方法の確保
- 3) 国家機関、市民自治機関、法人、国家施設、国際組織、社会に対し、所定の手続で統計情報を提供する。
- 4) 統計作業、統一国家台帳のための経済統計分類システムの管理（国家統計法第3条）

統計機関で統計情報を入手できることは、国家機関が監査を行う際や、企業家が経済活動を行う上で、必要な情報を得る助けとなる。

また、行政責任法第215条は、納税債務発生情報の提供における手続違反についての行政責任を定めている。

企業の財務報告書の書式を添付する（国家統計委員会決定「2010年国家統計報告用書式の承認について — 添付 No. 9」）

## 国家統計報告

金融、税関、税務機関、銀行、その他省庁、法人とその駐在員事務所、支店、個人事業主は、国家統計機関に統計報告、省庁の登録データ、その他の国家統計業務に必要なデータ（あらゆる処理段階におけるもの）とこれらについての説明を無償で提供する。

統計データは信頼性のあるものでなければならず、国家統計プログラムに従い所定の量、期間、形式のものを提出する。

統計書類の記載（統計指標登録）の根拠となるのは、会計書類、財務報告、その他報告を規定する法定の規則である。

国家統計委員会は、所有形態を問わずあらゆる経済主体について、これらが現行の統計関連法令を遵守しているか、提供する統計情報が十分かつ信頼できるものであるかを監督し、違反が発覚した場合には、刑事責任を含め違反者の責任を問う。

## 国家統計報告書

報告書類など国家統計業務に必要なデータの不提出、報告データの改ざん、提出期限の違反といった、国家統計報告の提出手続違反については、行政責任法第 215 条が定める責任を問われる。

提出者	提出期限
法人、その独立した下部組織 （国家予算組織、小企業、マイクロ企業、デフカン農家、フェルメル農家を除く） 所在地（地区、市）の統計部に提出	翌月の 18 日まで
情報取得者による機密保持を保証	

書式 5-F

月  
間  
報  
告  
用

報告者名称		コード	
			企業団体コード
郵便住所		納税者 ID	
		地域コード	
		業種コード	



企業財務報告書  
20 年 月 日 現在

定款資本中の国家持分% 010 \_\_\_\_\_

項 目	行コード	報告期末 (年頭から累積)	
		利益	損失
A	B	1	2
税引き前利益 (損失)	020		
前年同期の税引き前利益 (損失)	030		

	行コード	計	内 支 払 期 限 超 過	国外債権債務で、企業に関わりのない理由により発生しているもの	
				(列1) 計	(列2) 内 支 払 期 限 超 過
A	B	1	2	3	4
<b>売 掛 金 計</b> (041+042+043+044+045)	040				
内： 買主、発注者	041				
納入業者、下請けへの 前払い	042				
税金、手数料の前払い	043		X	X	X
子会社、従属会社の債務	044				
その他売掛金	045				
040のうち、 政府決定による支払期限超過	046		X		X
<b>買 掛 金 計</b> (051+052+053+054+055+056+056.1)	050				
内訳： 納入業者、下請け	051				
受取前金	052				
国家予算に対する 支払債務	053				
給与支払債務	054				
国家目的基金の債務	055				
子会社、従属会社債務	056				
その他債務	056.1				
050のうち： 政府決定による支払期限超過	057		X		X

1  
1. 損益計算書

1000 スム

2. 売掛金、買掛金

	行コード	計	発生期別内訳			
			3ヶ月 まで	3-6ヶ月	6ヶ月 ～1年	1年超
A	B	1	2	3	4	5
売掛金	060					
買掛金	070					

1000 スム

(040行 2列、050行 2列の内訳)

## 3. ウズベキスタン共和国及び外国の事業主との決済状況

(記入 1月1日、4月1日、7月1日、10月1日)

1000 スム

A	B	製品 (商品、 労務、 役務) 売上げ  付加価値 税、間接 税金	売掛、買掛計				内、履行期を過ぎたもの				銀行借入	
			売掛金		買掛金		売掛金		買掛金		計	内 履 行 期 徒 過
			計	内：買主、 発注者 に対する 売掛と 供給者、 下請け への 前金	計	内：供給 者、下請 けに対す る未払い 金、 買主、発 注者から 受領した 前払	計	内：買主、 発注者 に対する 売掛と 供給者、 下請け への前金	計	内：供給 者、下請 けに対す る未払い 金、 買主、発 注者から 受領した 前払		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
計 (081 - 096)	080											
内： ウズベキスタン	081											
アゼルバイジャン	082											
アルメニア	083											
ベラルシ	085											
カザフスタン	086											
キルギスタン	087											
モルドヴァ	088											
ロシア	089											

A	B	製品 (商品、 労務、 役務) 売上げ  付加価値 税、間接 税含	売掛、買掛計				内、履行期を過ぎたもの				銀行借入	
			売掛金		買掛金		売掛金		買掛金		計	内 履 行 期 徒 過
			計	内：買主、 発注者 に対する 売掛と 供給者、 下請け への 前金	計	内：供給 者、下請 けに対す る未払い 金、買主、 発注者 から受領 した前払	計	内：買主、 発注者 に対する 売掛と 供給者、 下請け への前金	計	内：供給 者、下請 けに対す る未払い 金、買主、 発注者 から受領 した前 払		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
タジキスタン	090											
トルクメニスタン	091											
ウクライナ	092											
その他の国 計	096											

#### 4. 棚卸資産、仕掛品

1000 スム

	コード	年初め	報告期末
A	B	1	2
棚卸資産計 (101+102+103+104+105+106)	100		
内:			
原材料	101		
燃料	102		
建材	103		
種子、飼料	104		
飼育、肥育中家畜	105		
その他	106		
仕掛品	107		

(記入日 1月1日、4月1日、7月1日、10月日)

注：数値が前期と著しく異なる場合は、その理由

注：数値が前期と著しく異なる場合は、その理由

200\_年

社印

《 》

代表者

\_\_\_\_\_ (氏名)

\_\_\_\_\_ (署名)

\_\_\_\_\_ (電話番号)

記入責任者

\_\_\_\_\_ (役職)

\_\_\_\_\_ (氏名)

\_\_\_\_\_ (署名)

## 記入方法説明

報告書は、全ての所有形態の企業及び団体が提出する（ただし、マイクロ企業、小企業、国家予算企業、フェルメル農家、デフカン農家を除く）。

農産物を生産する農業企業は、年一回だけ報告を提出する。

銀行、保険機関は、2、3、4部は記載しない。

行コード010「定款資本金中の国家持分」には、設立文書に従い定款資本における国家保有株（持分）をパーセンテージで記載する。

**収益、売掛金、買掛金、棚卸資産、仕掛品は、2002年12月27日付財務大臣令第140号「財務報告書類様式及び記入方法の承認について」により承認された「財務報告書類作成規則 No.1 貸借対照表、No.2 損益計算書、No.2-a 売掛金及び買掛金報告書」と同様に記載する。**

## 1.2. 財務報告

### 1.2.1. 財務報告書の概念

財務報告書類には、貸借対照表、損益計算書、固定資産増減明細書、キャッシュフロー計算書、自己資本明細書、注記、計算書、説明が含まれる。

ウズベキスタン共和国における財務報告は、会計法第 16 条など一連の実体法が定めている。同条は、財務報告書に含まれるものを以下のように定めている。

- 1) 貸借対照表
- 2) 損益計算書
- 3) 固定資産増減明細書
- 4) キャッシュフロー計算書、自己資本明細書
- 5) 注記、計算書、説明

### 1.2.2. 財務報告書の提出手続

会計法第 19 条に従い、財務報告書類は以下に提出する。

- 税務機関
- 設立文書による会社所有者
- 国家統計機関
- 法令が定める他の機関

財務報告書は、毎四半期に提出し、報告年始めからの数値を累積する。

国家予算施設は、上位機関に毎四半期報告と年間報告を提出する。

財務報告書類の提出期限は、財務省が定める。また、小企業、一人企業は、共和国会計基準「小規模事業主による簡略化会計及び報告書作成手続」（共和国会計基準第 20 号）（2001 年 1 月 24 日付登録第 879 号）に従い、簡略様式で財務報告を作成する。

同基準は、小規模企業主のための会計と報告書作成手続を定めている。また、この基準が法定基準により小規模事業主に含められる事業主にも適用されることを定めている。

会計法は、財務報告書の構造及び内容は、財務大臣令「財務報告書類様式及び記入方法の承認について」（2003 年 1 月 24 日付登録第 1209 号）が定めるとしている。



財務報告書類には以下が含まれる。

- 1) 貸借対照表
- 2) 損益計算書
- 3) 固定資産増減明細書
- 4) キャッシュフロー計算書
- 5) 自己資本明細書
- 6) 売掛金、買掛金計算書

事業主の年間財務報告は、銀行、取引所、投資家、債権者、その他の利害関係者に対し公開される。

公開型株式会社、保険会社、銀行、証券及び商品取引所、投資ファンド、その他金融機関は、記載内容の正しさにつき監査人の承認を受けた年間財務報告を、報告年度の翌年の5月1日までに公表しなければならない（会計法第20条）。

### 1.3. 税務報告書の概念

財務報告書及び税務報告書の作成は、納税者の義務の一つである。

税務報告とは納税者が作成する各種税金、その他の義務的支払又は収入の計算書、申告書とこれらの添付書類で、国家税務委員会及び財務省が承認した様式で作成される（税法第43条）。

税法第7章に、税務報告書に対する主な要件が定められている。

#### 1.3.1. 税務報告書の作成

財務報告書は、紙媒体及び（又は）所定の要件を遵守した電子文書の形で作成される。

財務報告書には納税者の署名がなくはならず、法人の場合は社印も押す。電子文書で提出する場合は、納税者の電子署名をする。電子文書による報告は電子メールで送ればよく、所轄機関に直接出向いて報告書を提出する必要がないので、企業家にとって大変便利で経済的である。

法人納税者が組織変更又は清算する場合、税務報告期の頭から組織変更又は清算が終了する日付まで、組織変更される各納税者又は清算される納税者について、それぞれ譲渡証書、分割貸借対照表、清算貸借対照表に基づき別途に税務報告書を作成する。この報告書は、譲渡

証書、分割貸借対照表、清算貸借対照表の承認から3営業日以内に提出される。ただし、この規定は、形態変更をする法人、他法人を吸収合併する法人には適用しない。

事業主たる法人が任意清算する場合、税務報告書は、税務報告期の頭から法人登記機関に清算手続の開始を通知した日までで作成する。

税務報告に記載されるデータの信憑性についての責任は、納税者が負う（税法第44条）。

### 1.3.2. 税務報告書の提出手続

納税者は、税務報告書を税法が定める期限に提出する（例えば、マイクロ企業、小企業の統一税支払の計算は、四半期毎に報告対象期間の翌月の25日までに提出、年間報告については年次財務報告の提出期限に提出する。マイクロ企業、小企業以外の企業については、毎月報告を翌月25日まで、年次報告を年次財務報告の提出期限に提出する）。

税務報告書は、納税者登録地の税務機関に提出する。税法が定める場合、特定種の税金についての報告も、それぞれの登録地で提出する。

自然人は、税務申告書を居住地の税務機関に提出する。

納税者は、自己の裁量により、以下の方法で税務報告書を提出できる。

- 直接持ち込み
- 書留郵便で郵送
- 電子文書を通信で提出

税務報告書の提出日は、以下となる。

- 直接持ち込む場合は、国税機関が報告書を受領した日
- 書留郵便で郵送する場合は、消印に記載される発送日
- 電子文書で提出する場合は、国税機関が電子文書を受領した日

税務機関は、直接持ち込まれた税務報告書の受領を拒否してはならず、また、納税者が請求する場合は、報告書の写しに受領日の印を入れる。

電子文書での税務報告を受領する際、国税機関は納税者に対し報告書の受領確認を電子通信で行う。

税務報告書は、事前チェックや記載内容の検討はせずに受理される。

税務報告書は、以下の不備がある場合、提出されていないものとされる。

- 1) 納税者 ID 番号が記載されていないか正しくない。

- 2) 報告対象期間及び（又は）税金その他義務的支払いの金額が書かれていない。
- 3) 税法第 43 条、第 44 条が定める報告書作成の要件が満たされていない。

税務報告書が所定様式外の形で提出された場合、税務機関は、報告書の受領から 3 日以内に納税者にその旨の通知状を出し、具体的な指示を入れて報告書を返却し、修正させる。

指定期間内に修正された税務報告書が提出された場合は、納税者に対し責任措置を適用しない。（税法第 45 条）

### 1.3.3. 修正税務報告書の提出

既に提出した税務報告書につき自ら誤りを発見した納税者は、税法第 38 条に定められる納税債務の出訴期間内であれば、その期について修正した税務報告書を提出することができる。この規定は、税額その他義務的支払い額を減少方向に修正する修正税務報告書が、税務機関が財務経営活動監査を行った期について提出される場合については、適用されない。

修正税務報告書には、前に提出した報告書の数値、訂正された数値とその差額を記載しなければならない。

修正した税務報告書で算出された税額その他義務的支払い額が、修正前の報告書で算出され支払われた額を上回る場合、当該の税金又は義務的支払いにはこの差額分と延滞税が加算される。

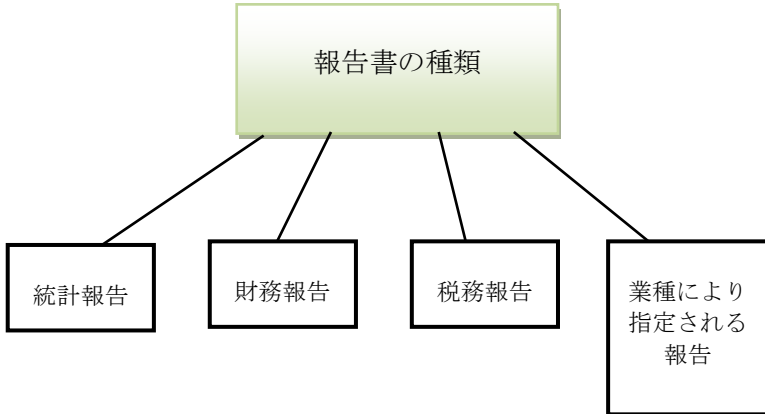
修正した税務報告書で算出された税額その他義務的支払い額が、修正前の報告書で算出され支払われた額を下回る場合、修正税務報告書が提出された日より、納税者の個人記録カードには下方修正された税額又は他の義務的支払い額が反映される。過納額は、税法が定める手続により差引くか返金されなければならない。（税法第 46 条）

### 1.3.4. 税務報告書の保管期間

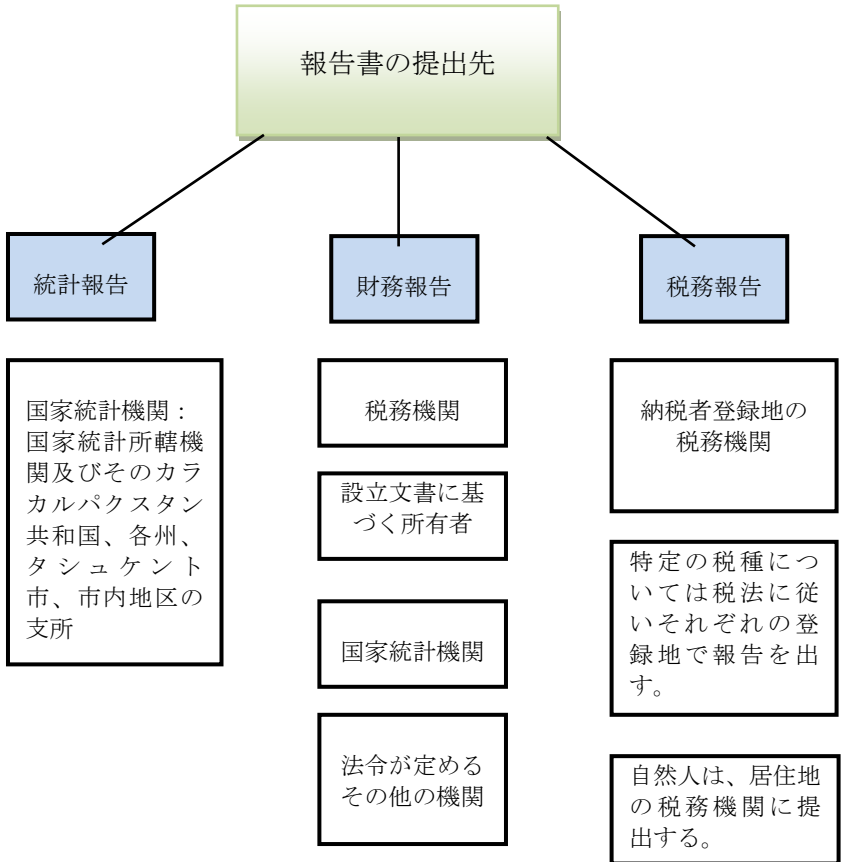
税務報告書は、税法第 38 条が定める納税債務についての出訴期間の間、税務機関と納税者が保管する（税法第 47 条）。

税務報告書の様式は、財務省及び国家税務委員会決定「税務報告書様式の承認について」により承認されている（2008 年 1 月 21 日司法省登記第 1760 号）。

図 表



(報告書の種類)



(報告書の提出先機関)

## 第四章 事業主に対する監査

### 企業活動自由保障法 第39<sup>1</sup>条

事業主の活動に関する監査は、監督機関の業務調整を所轄する特別機関の決定により、監督機関が計画に基づき年1回を限度として行うことができる。ただし、一人企業と本条第2項乃至第5項が定める場合を除く。

所定の規定、規則を適時に且つ完全に遵守している事業主に対する監査は、監督機関が2年に一度を限度として実施する。ただし、本条が別途規定する場合は、この限りでない。

一人企業に対する監査は、監督機関が所定の手続により2年に1度を限度として実施できる。ただし、法令が別途規定する場合は、この限りでない。

マイクロ企業、小企業、フェルメル農家の財務経営活動についての計画監査は4年に一度、その他の事業主については3年に一度を限度として実施される。

新設のマイクロ企業、小企業、フェルメル農家については、登記から2年の間は計画監査の対象としてはならない。

事業主に対する監査の実施期間は、30暦日を超えてはならない。例外的な場合については、各種監督機関の業務調整を所轄する特別機関の決定に基づいて、この期間を延長することができる。

監査は、事業主の活動の妨げとなってはならない。

共和国商工会議所の会員である事業主の監査は、商工会議所の代表者が参加して実施することができる。

検察機関、内務機関、国家安全保障局が事業主監査を実施する事由となるのは、開始された刑事事件の存在である。この際、監査の対象となるのは当該の刑事事件に関係する事業部分のみとし、このことは監査実施決定に明記されなければならない。

事業主の財務経営活動に対する監査は、所定の手続により税務機関のみが実施でき、税務機関の監査により税務犯罪、通貨犯罪の兆候が認められた場合は、最高検察庁税務通貨犯罪対策局が監査を実施する。

事業主には、監督機関、法執行機関の要請で、これら機関の管轄外のものを履行しない権利、監査対象に関係のない資料を閲覧させない権利がある。

監査の結果は、監査結果調書にまとめられ、その一部は監査を受けた事業主に渡される。

(企業活動自由保障法第 39 条、2006 年 3 月 23 日 No. ZRU-26 版、ウズベキスタン共和国法令集、2006 年、No. 12-13、100p)

#### **第 40 条 監査を実施する役職員に対する要件**

事業主の活動に対する監査は、監督機関、法執行機関の役職員が実施する。

監督機関の役職員は、監督機関の業務調整を所轄する特別機関が承認した監査実施計画書の抄本、監査を行う役職員の構成と監査実施期間が記載された監督機関の監査命令書、本人の身分証明書を保有している場合、監査を行うことができる。

**事業主監査を実施するにあたり、監督機関及び法執行機関の役職員は、法定手続に従い監査台帳に記帳する。**

# 第1節 監査の概念、種類、意味

## 第1項 監査の一般概念

### §1. 監査の概念

監査とは、監督機関が実施する一回的な監督行為で、経済主体がその活動を調整する法令を遵守しているかを調べるものである。

(経済主体活動国家監督法(1998年12月24日採択)第3条を参照)

監査は、監督機関が実施する。監督機関とは、法令に基づき経済主体の活動について国家監督を行う省庁である(例えば、消防監督機関は、火災が発生しやすい場所、火災による人的被害が大きいと考えられる場所に特に注意を払う。税務機関が行う納税者の財務経営活動監査(会計監査)は、税務法令の遵守を監督する目的で納税者の会計、財務、統計、銀行書類などを調査するものである。国家衛生局は、所轄官庁、所有形態を問わず国内の各種国家機関、企業、施設、組織、あるいは個人々人について、公衆衛生規範、規則、衛生基準指数の遵守状況を確認するために国家衛生監査を実施する)。

事業主の活動に対し国家機関が監督を行う権利、監督行為の種類、実施頻度、機関、実施原則などの総則については、「経済主体活動に対する国家監督に関する法」、「企業活動自由保障法」、1996年8月8日付大統領令 No. 1503「監査の整備及び監督機関業務調整の改善について」、1998年11月19日付大統領令 No. 2114「経済主体監査の整備について」、2005年6月14日付大統領令 No. 3619「事業主の法的保護制度の改善について」、2005年10月5日付大統領令 No. 3665「事業主監査の削減、改善について」、「法人事業主監査調整規則(2006年5月6日付登録 No. 1573)」、「事業主監査実施及び監査台帳管理規則(2006年12月29日付登録 No. 1650)」が定めている。

### §2. 経済主体の活動に対する国家監督の主原則

経済主体に対する国家監督の主な原則は、以下である。

- 監督機関活動の合法性、客観性、情報公開制
- 法人、自然人の権利、法益の保護
- 経済主体の活動への不介入

(「経済主体活動に対する国家監督に関する法」第5条参照)



ウズベキスタンでは、監査における経済主体の法的保護を強化するための一連の措置がとられている。監督機関、免許発行機関、地方機関などの国家機関、経済行政機関の役職員の不法行為（不作為）に関する小規模企業、一人企業からの申告、提案、苦情などは、司法省機関の特別ホットラインで電話相談を受付けている（国内全土 008 番で受付、通話無料）。司法省機関が法令違反を発見した場合は、違反機関に対し、当該の違反、違反原因、原因となった状況については是正勧告が出される。この勧告内容は、指定期間内に実行されなければならない。

企業活動自由保障法第 34 条により、国家機関とその役職員は、事業主が法令を遵守して行う企業活動に干渉してはならない。国家機関及びその役職員は、違反があったことを理由に、事業主が法的に行っている他の活動について干渉したり、これを制限してはならない。

地方機関及び農業共同組合（シルカート）は、デフカン農家、フェルメル農家の企業活動、農法、生産品の選択、価格、販売先の決定などに干渉してはならない。ただし、国家需要のための買付けについては、この限りではない。

上記の法定要件を違反した場合、監督機関の役職員には相応の罰則が適用される。例えば、行政責任法第 241-1 条などである。<sup>15</sup>

### § 3. 事業主を対象とする監査の種類

#### 事業主を対象とする監査の種類

##### A) 計画監査

計画監査とは、一つ又は二つ以上の監督機関が、監督機関業務調整共和国評議会<sup>16</sup>（以下、評議会）が承認した年間（四半期）監査計画に基づき実施する監査である。

---

<sup>15</sup> また、2005 年 10 月 5 日付大統領令 No. 3665 「事業主監査の削減、改善について」の第 2 項は、監督機関の役職員が裁可されていない監査を行った場合、企業活動に不法に介入した場合は、刑事責任を含め責任を問われ、経済的損害を賠償しなければならないとしている。

共和国最高検察庁は、監査の指定、実施に関する手続の遵守、事業主の権利、法益保護を目的とし、監督機関及び法執行機関の活動を定期的に監督する。

<sup>16</sup> 事業主を対象とする計画監査は、財務経営活動監査を除き、年 1 回を限度とし、通常、複合監査の形で行われる（法人事業主監査調整規則（2006 年 5 月 6 日付登録 No. 1573）第 10 項参照）。複合監査とは、2 つ以上の監督機関が同時に行う監査である。複合監査は計画監査の一種で、監査する側、される側の時間を節約するために、また、企業活動への干渉を制限するために、通常、2 つ以上の監督機関が同時に行うものである。

## **B) 臨時監査**

臨時監査とは、年間（四半期）監査計画に含まれない監査（短期監査を含む）で、法令が定める場合において監督機関が実施するものである。

臨時監査には a)一日を超えるものと b)一日で終了するもの（短期監査）の二種類がある（法人事業主監査調整規則（2006年5月6日付登録No. 1573）第18項を参照）。

## **C) 関連監査**

関連監査とは、ある一連の業務について、複数の事業主又は一つの事業主の複数の下部組織が持つ複数の文書を照合する監査である。

## **D) 監督のための監査**

監督のための監査とは、前回の監査で指摘された違反の是正について監督機関が実施する監査である。この監査は、前回監査の調書により確認された事実についてのみ行い、同調書に指定される期間に実施される。監督のための監査は、評議会又はその州委員会の追加決定なしで実施される。

## **E) 監督機関が評議会（州委員会）の追加合意をとらずに行使できる監督機能**

監督機関は、法人事業主監査調整規則（2006年5月6日付登録No. 1573）添付書 No. 4 による場合、評議会（州委員会）の追加合意をとらずに、法令が定める監督機能を行使する。

また、税法は、事業主を直接訪問せずに行われる監査の種類を定めている。例えば、税法第70条の「書面検査」は、納税者が所定の手続で提出した会計報告、税務報告、税務機関が保管する納税者の活動に関する文書を検討、分析して行うもので、納税者を訪問せず、税務機関内で実施される。

また、税法第71条は、商品販売、役務提供につき現場で現金決済を行う事業について、税務署が現金売上の時間測定調査を行うことを定めている。ただし、時間測定調査の結果は、事業主に対し何らかの責任を問う事由とはならない。

### 3.1. 計画監査とその意味

計画監査には、財務経営活動についてのものと、そうでないものがある。

#### 3.1.1. 計画監査実施の条件

計画監査は、事業主の法令遵守状況を調べるために実施する。

#### 3.1.2. 計画監査実施の根拠となる文書

計画監査を実施するためには、以下の文書が必要である。

- 監督機関業務調整共和国評議会又はそのカラカルパクスタン共和国、各州、タシュケント市委員会が所定の手続により発行した企業監査実施調整計画の抄本
- 監査実施調整計画に基づいて出された監督機関の命令書。監査実施の目的、監査を実施する役職員の構成、実施期間を明記したもの。

これら文書は、企業活動に関する計画監査の実施の根拠となるものである。これら文書を持たない監督機関職員は、監査を行う権利を持たない。このような役職員が監査を実施した場合は、越権行為になるので、企業主には直ちに司法省機関に電話することが推奨される（008 番）（ホットラインによる電話相談は、月曜から金曜（祝日除）、9時から13時、14時から18時まで司法省機関の担当者が対応）。実務上、このような監査は、「違法監査」と呼ばれている。違法監査を実施した監督機関役職員は、相応の責任を問われる。

#### 3.1.3. 計画監査の実施頻度

経済主体の活動に対する計画監査は、1年1度を限度として実施される。

設定された基準、規則を適時に完全に遵守している経済主体に対する監査は、2年に1度を限度として実施される。

新規設立された企業の財務経営活動については、登記から2年間は計画監査を行わない。

上記の通則の例外がいくつかある。

マイクロ企業、小企業、フェルメル農家の財務経営活動の計画監査

は4年に一度を限度とし、他の事業主（株式会社、持株会社、コーポレーション、カンパニーなど）、つまり、2003年10月11日付内閣決定第439号付属書による小規模企業（ビジネス）の範疇に入らない企業、団体については、3年に1回を限度とする。マイクロ企業、小企業が規定の年平均人数（訳注：従業員数と思われるが原文には「人数」とのみ記載）を超えた場合は、法令が定める優遇措置、保証、権利を失う。

## 3.2. 臨時監査とその意味

### 3.2.1. 臨時監査の実施条件

臨時監査は、相応の理由がある場合に監査機関が実施する。つまり、以下のような場合である。

- 大統領又は政府の決定に基づき、監査を実施する必要がある場合（大統領決定又は政府決定中に監査対象の名称が記載されている場合については、評議会又はその地方委員会の合意を別途とる必要はない）
- 監督機関に、企業の法令違反に関する追加的情報が入った場合（追加的情報となるのは、企業、組織、施設、市民からの情報で、具体的に論証され、文書による違反事実の裏付けがあるものなど）
- 非常事態防止のために必要である場合
- 公衆衛生状況が悪化している場合、近隣諸国からの感染症の伝播の可能性がある場合

財務経営活動に関係しない臨時監査は、事業主が監督機関に自らの業務について相応の理由をもって監査の実施を要請した場合にも、これを行うことができる。

### 3.2.2. 臨時監査実施の根拠となる文書

臨時審査を実施するためには、以下の文書が必要である。

- 評議会又はそのカラカルパクスタン共和国、州、タシュケント市地方委員会<sup>17</sup>の決定

---

<sup>17</sup> 実施期間が1日を超える臨時監査は、評議会の決定によってのみ実施される。一日ですむ臨時監査は、評議会の地方（州）委員会の決定に基づいて実施される。また、卸

- 監査の実施目的、担当役職員の構成、監査実施期間を記載した監督機関の命令書（添付 No. 1 の命令書見本参照）

### 3.2.3. 臨時監査の実施頻度

臨時監査の実施頻度について、特に制限はない。

## 3.3. 関連監査とその意味

### 3.3.1. 関連監査の実施条件

関連監査は、事業主による法令遵守状況を確認するために、監督機関の裁量で必要と思われる場合に実施される。

### 3.3.2. 関連監査実施の根拠となる文書

関連監査は、評議会及びその地方委員会の決定に基づき、各監督機関の中央機関及びその地方機関により<sup>18</sup>実施されるが、この監査は、関連監査対象と主たる監査対象企業に相関関係がある部分についてのみ行うものとする。主たる監査対象との関係とは、書面にて確認できる具体的な人物関係という意味である。関連監査の実施においては、対象企業の直接訪問及び主たる監査対象と関係のない会計書類その他文書の請求は禁じられている。

### 3.3.3. 関連監査の実施頻度

関連監査の頻度について、特に制限はない。

---

売及び小売業、飲食業、サービス業の営業規則及び現金売上集金規則の遵守状況に関する臨時監査については（バザール内監査についても）、別途の手続がある。

<sup>18</sup> 実施期間が1日を超える関連監査は、評議会の決定によってのみ実施される。一日で実施される監査は、評議会の地方（州）委員会の決定に基づいて実施される。

## 3.4. 監督のための監査の実施手続、意味

### 3.4.1. 監督のための監査の実施条件

監督のための監査は、監督機関が前回監査の調書で確認された事実についてのみ行い、同調書に指定される期間に実施される。この監査の実施については、評議会又はその地方委員会の追加決定をとる必要はない。

事業主が監査結果調書に指定される監督監査の実施時期に同意しない場合は、州委員会の決定に基づいて実施時期を決める<sup>19</sup>。

### 3.4.2. 監督のための監査の実施の根拠となる文書

監督のための監査を実施する根拠となる文書は、前回監査の結果調書である。事業主が監査結果調書に指定される監督監査の実施時期に同意しない場合は、評議会又は地方委員会（州委員会）の決定をとる必要がある。

### 3.4.3. 監督のための監査の実施頻度

監督のための監査について、実施頻度の制限は特にない。ただし、監督のための監査は、監査結果調書にて指定される期日に実施される。

## 3.5. 監督機関が評議会（州委員会）の合意をとらずに行使できる監督機能

### 3.5.1. 監督機関が監督機能を行使するための条件

監督機関の監督機能は、事業主の法令遵守状況を確認するために、監督機関の裁量で必要と思われる場合に行使される。

---

<sup>19</sup> 実施期間が1日を超える監査は、評議会の決定によってのみ実施される。一日で実施される監査は、評議会の地方（州）委員会の決定に基づいて実施される。

### 3.5.2. 監督機関が監督機能を行行使する根拠となる文書

監督機関が監督機能を行行使する根拠となる文書は、監査実施の目的、監査を担当する役職員の構成、監査実施時期を明記した監督機関の命令である。

### 3.5.3. 監督のための監査の実施頻度

(訳注：見出しが 3.4.3 と同じなのは原文ママ)

監督のための監査の実施頻度については、規則 No. 1573 の添付書 4 に記載される場合を除き、特に制限はない。

いくつかの監督機関は、法令が定める監督機能に基づき、評議会（州委員会）の追加合意をとらず独自に監査を実施する権限を持っていることに留意されたい。

この機能は、規則 No. 1573 の添付書 4 が定める場合に行使される。

## 第 2 項 監査の実施手続

### § 1. 監査における監督機関職員の権利と義務

ウズベキスタン共和国法令には、事業主に対する監査実施規則が定められている。これに従い、監督機関職員は監査を実施する際、以下を行わなければならない。

1. 企業家に対し、監査の目的を説明する。
2. 職員身分証明書と、監査実施権に関する特別証明書を提示する。
3. 監査台帳に記入をする。
4. 企業家に対し、受領サインと引換えに監査実施調整計画の抄本又は監督機関活動調整機関の臨時税務監査決定若しくは関連監査決定の写し（法令に指定される場合を除く<sup>20</sup>）及び国税機関の税務監査決定と税務監査実施計画の写しを渡す。
5. 企業家の合意を得て監査を実施する。
6. 監査行為についての記録をつける。

---

<sup>20</sup> 税法第 88 条第 3 項及び第 5 項

7. 監査結果調書を作成し、その旨を企業家に通知する。

## § 2. 監査における企業家の権利と義務

企業家は、監査を行う監督機関役職員を、監査のために敷地、建物内に通さなければならない。ただし、法令が別途定める場合は、この限りでない<sup>21</sup>。

企業家は、以下の場合については、監査に來た監督機関役職員を敷地、建物内に通さない権利を持つ。

- 評議会又は地方委員会の決定及び監督機関の監査実施命令が所定の手続で手交されないか、作成されていない場合。ただし、企業家が自らその受領を拒否した場合は、この限りでない。
- 監査実施命令に担当役職員が指定されていなかった、役職員が職員身分証明書と監査実施権に関する特別証明書を提示しなかった場合
- 命令書に記載される監査期間が到来していなかった、又は、これが過ぎていた場合
- 担当役職員が監査台帳の記入を拒否した場合

## § 3. 監査の際に行われる行為

企業監査の際には、以下のことが行われる。

- 敷地、家屋の調査
- 財産調査
- 書類の請求
- 書類、その他物品の押収
- 銀行口座使用の停止
- 監査結果のまとめ

## § 4. 監査結果調書

監査の結果について、監督機関役職員は調書を作成する。調書には以下が記載される。

- 前回監査に関する情報

---

<sup>21</sup> 税法第 92 条第 4 項及び第 8 項



- 監査実施期間、監査のために企業から提供された文書についての記載
- 違反についての詳細、根拠条文（違反があった場合）
- 監査の結果、結論

税法違反がなかった場合は、監査調書にその旨の記載をする。

監査調書は一部を事業主に手交する。事業主は、受領の印として調書の全部に受領日を記載し署名する。調書への署名は、事業主が監査結果に合意していることを示すものではない。企業側に監査調書に対する異議やリマークがある場合について、法令上は、企業家に異議やリマークを調書に添付する権利があるといった明文規定はない。一方で、法律は事業主に監査結果につき上位機関又は直接裁判所に不服申立てができる権利を与えている。

監督機関の長又はその代理は、監査資料を検討し、以下の決定を出す（国税機関は5営業日以内）。

- 税金、その他義務的支払い、延滞税を課す決定又はこれを課さない決定
- 企業家の法律違反の責任を問う決定又はこれを問わない決定

### 第3項 不服申立て手続

企業監査実施の手続違反の個人責任は刑事責任にまで及ぶが、これは監査機関の長と役職員が負う。

権利を侵害された企業家は、これにより発生した損害全額の賠償を請求できる。

国家機関の不法な決定又はその役職員の不法行為（不作為）により事業主が受けた損害は、裁判所決定に基づき、直接、当該の国家機関が全額賠償しなければならない。その財源は、まず、当該機関の予算外基金とする。

裁判所決定により、損害を発生させた国家機関役職員が、法定の手続、額で損害賠償責任を負担する場合がある。

事業主は、裁判所を通じ、不法な介入を行った役職員に対し、実損額、逸失利益の賠償と精神的苦痛に対する慰謝料を請求することができる。

監査機関及びその役職員の行為、決定は、直接、裁判所か、上位機関若しくは上位の役職員に不服申立てできる。

2000年2月17日付内閣決定第57号「中小企業発展促進調整評議会の活性化について」により、監査機関、その役職員の行為、決定に対する不服申立ては、司法省及びその地方機関に出すことも可能である。

## 短期監査実施に関する税務署命令の見本

FROM :

FAX NO. :

Aug. 23 2011 09:36AM P1



## O'ZBEKISTON RESPUBLIKASI DAVLAT SOLIQ QO'MITASI

TOSHKENT SHAHAR SHAYXONTOHUR TUMANI  
DAVLAT SOLIQ INSPEKSIYASI

## BUYRUQ № 512xe

20 10 yil " 11 " noyabr

«Киска мuddатли текшириш  
утказиш хақида»

Ўзбекистон Республикаси солиқ кодекси, Ўзбекистон Республикасининг Президентининг 1996 йил 7 августдаги ПФ-1504-сонли фармони, 1998 йил 24-декабрдаги 717-1-сон Билан руйхатга олинган «Хўжалик юритувчи субъектлар фаолиятини Давлат томонидан назорат қилиш тўғрисида»ги қонунининг 13 моддаси ҳамда 2007 йил 3 сентябрдаги Адали Вазирлигида 1712-сон билан руйхатга олинган Тартибга асосан Вазирлар Маҳкамасининг 1994 йил 26 декабрдаги 621-сонли, 1997 йил 11 декабрдаги 548-, 1197 йил 23 октябрдаги 483-, 2002 йил 5 августдаги 280-сонли, 2003 йил 13 февралдаги 75-сонли, 2002 йил 06 майдаги 154-сонли, 2002 йил 26 ноябрдаги 407-сонли, 2003 йил 23 майдаги 230-сонли, ва 2003 йил 28 июлдаги 330-сонли қарорларини талаблари бажарилиши назорати, савдо, нарх-наво қондаларига риоя этилиши, қўрсатилаётган хизматларни тўла ва тўғри бўлиши, ҳамда нақд пул тушумини банк муассасаларига тўлиқ топширилиши ҳамда солиқлаётган маҳсулотларни қонунийлиги юзасидан қиска мuddатли текшириш утказиш мақсадида.

## БУЮРАМАН:

1. Toshkent shahar Shayxontohur tumani DSIning «Nazorat tartibidagi va Kiska muddatli tekshirishlarni tashkil qilish» ishlab chiqarish xodimlari N. Saidov, N. Zmarovlar ga Shayxontohur tumani, Macholobod ifroi V. N. fermisida joylashgan ofisda kiska muddatli tekshirish utkazishi topshirilsin.

2. Kiska muddatli tekshirish 2010 yil 11 noyabr kuni utkazilsin.

3. Ushbu buyruq ijrosini ta'minlash DSIning Nazorat tartibidagi va Kiska muddatli tekshirishlarni tashkil qilish ishlab chiqarish bo'limi A. Suvankulovga topshirilsin.

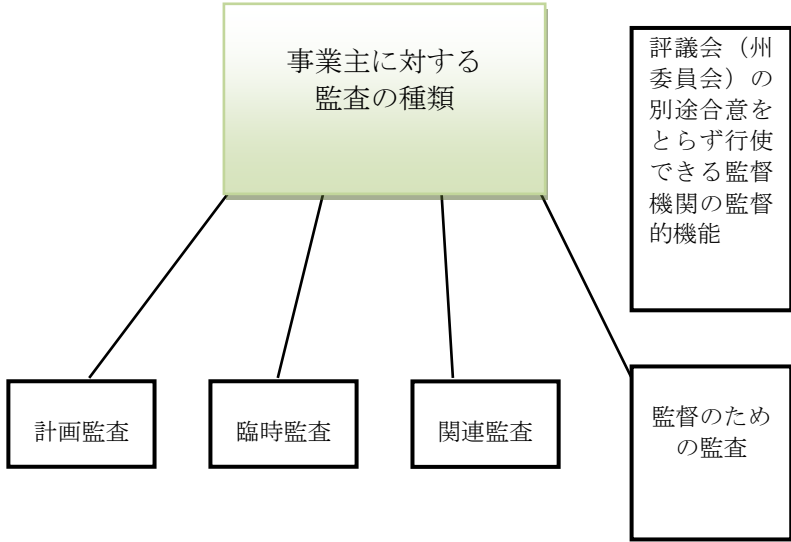
4. Ushbu buyruq ijrosini nazoratni uz zimmasida ko'ndiraman.

Asos: Shayxontohur tumani DSIning «JSHST va NK» birlimi xodimining bildirigisi.

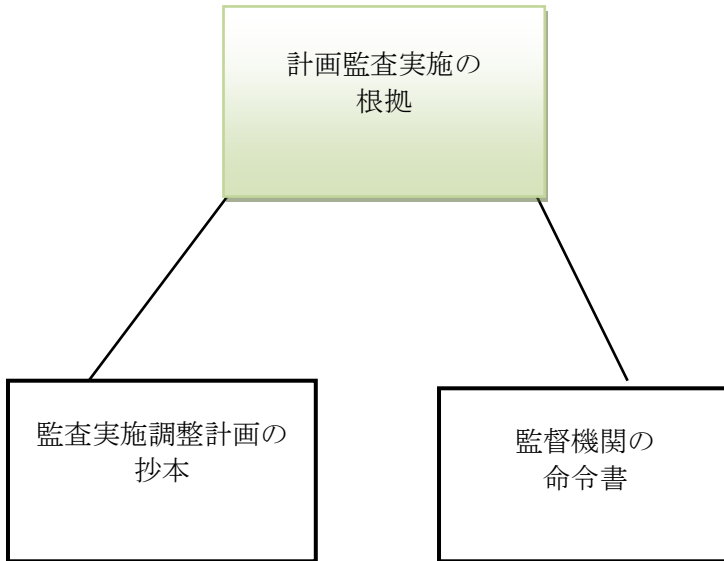
Шайхонтоҳур  
солиқ инспекцияси

А.А. ФАЙЗИБАЕВ

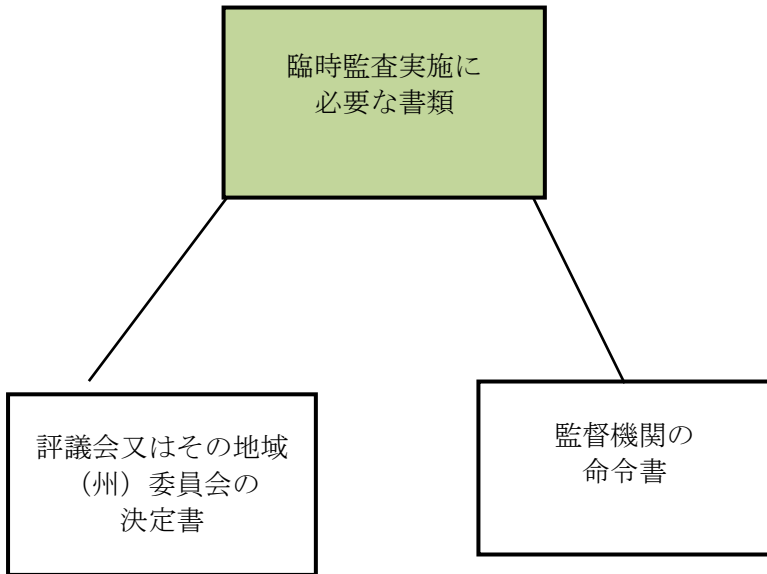
図 表



(監査の種類)



(計画監査実施の根拠)



(臨時監査実施に必要な書類)

## 第五章 事業主に対する活動制限措置

### 第 40<sup>1</sup> 条 事業主に対する活動制限措置の適用

法令が定める場合、事業主には、その活動を制限する措置が適用される。この際、以下の法的措置は、裁判所決定に基づいてのみ適用される。

- 活動終了
- 環境に悪影響を与える施設の活動終了及び（又は）業種変更
- 活動の制限、停止及び禁止。ただし、非常事態、疫病、その他住民の生活、健康に対する現実的な脅威を防ぐための制限、10 日以内の停止を除く。
- 銀行口座の使用停止、ただし法律が別途定める場合を除く。
- 金銭的制裁の適用。ただし、税金その他義務的支払の滞納に対する延滞税、団体又は個人が法違反の責任を認め自発的に支払う場合を除く。
- 法違反の関係物品に対する取立てと国庫への収納
- 営業免許（許可）の 10 営業日を超える停止又は終了、無効化。ただし、内閣、中央銀行が発行する免許を除く。

企業活動自由保障法には、2006 年 10 月 10 日付共和国法 ZRU-59 号<sup>22</sup>によって第 40<sup>1</sup> 条が追加されている。

同条は、同法における事業主に対する強制措置（賠償責任を含め）の適用を、行政手続から裁判手続に移行させたものである。このような制限的措置の適用手続の変更は、言うまでもなく、共和国の法適用実務において重要な意義をもつものであった。

裁判手続による法的措置適用を実務に定着させることは、事業活動の制限に関わる措置の適用において、所轄官庁による一方的な対応から法人、個人事業主を保護することになる。法的措置適用の機能を専ら司法機関に移したのは、監督機関が企業の行為（不作為）が法令に合致しているか否かを判断する際、より厳密、詳細な分析を行い、企業の法令遵守状況を監督する業務において、より責任をもって自らの行為を論拠づけることを促すためである。

---

<sup>22</sup> ウズベキスタン共和国法令集、2006 年、No.41、405p

## 第1節 総則

### 第1項 事業主に適用される法的措置の概念、適用の目的

事業主に適用される法的措置とは、まず、法秩序と合法性の原則を保障するための手段であるといえる。

国家による統制が法律を通して行われるものである以上、その効果と切り離せないファクターとなるのは、法秩序の確保である。国家にとって第一の課題は、社会にとって有害な行為を防止すること、事業主による法規の無視、義務の不履行、法令違反を許さないことである。

#### §1. 事業主に適用される法的措置の概念

企業活動における責任発生の法的事由となるのは法律違反であるが、これには、取引相手に対する債務の不履行(不適切履行)に関するもの、つまり、契約上の責任(商品、労務、役務、貨物輸送の質に関する経済上の債務違反、履行期日の違反など)と、事業を営む上での規則の違反、つまり、契約外責任(金銭的制裁、営業停止又は終了などの措置が適用される)がある。

その経済的な本質から、企業関係において適用される責任措置は、経済的制裁として性格づけることができる。同時に、これらは、法令に定められる国家による強制措置でもあり、つまり、法的な性質も持つ。これら制裁措置の経済的な性質としては、経済活動参加者の経済的な利害に対して影響を与えるという側面がある。一方、経済的制裁、とりわけ損害賠償などは、企業活動の法的調整制度において認められる経済的な権利と利益を保護するための措置とも考えられる。

経済的制裁の概念は、民法上の財産的制裁の概念とは一致しない。なぜなら、企業活動関係において適用されうる制裁措置の多くが、後者の枠内に収まらないからである。

#### §2. 事業主に法的措置を適用する目的

法的責任の目的は、その機能において具体化する。企業関係における法的責任に特有の機能を考えてみると、企業活動とは、まず、物品を生産すること、財産を商品生産(販売)のために利用することであって、これにおける責任は、財産的な性質を持つ措置として具現化している



いえる。

制裁措置の機能には以下がある。

- 1) 保護的機能 — 法違反を犯した経済主体に対し機動的に働きかける措置で、法秩序の保護、権利侵害の防止として機能し、違反者に対し違反をやめるよう働きかけるもの
- 2) 補償的機能 — 債務の不適切履行による損害を賠償させる形をとるもの
- 3) 罰金的機能 — 違反者に対する罰
- 4) 回復的機能 — 権利の侵害を受けた主体の状態を以前の状態に戻すもの

このように、制裁とは法違反を犯した事業主に働きかける措置であり、法秩序の保護措置として違反者に違反行為をやめるよう、損害を発生させないよう働きかけ、また、金銭的な影響を与えるものである。

制裁措置は、法律その他法令で定めることができる。制裁措置の適用にあたり、所轄国家機関は、必ずしも裁判所に訴える必要はない。ただし、厳密に定められた例外があり、それについては、以下で詳しく説明する。つまり、制裁措置は、実施手続によって、裁判手続で適用されるものと、行政手続で適用されるものに分類できる

## 第2項 事業主に対する法的措置適用の法基盤

ウズベキスタンでは、事業主に対する法的措置の通則、適用手続を規定する必要な法基盤が整備されている。事業主に対する法的措置の適用手続につき、その改革の基礎となったのは、2005年6月14日付大統領令第3619号「事業主の法的保護制度の改革について」<sup>23</sup>である。この大統領令は、監督機関の企業活動への介入や、企業活動の不当な制限を削減し、企業家の法的保護を強化する目的で採択されたものである。

事業主に対する制限的措置適用の問題は、事実上、国民経済の全ての分野において調整の対象となるものである。

「事業主の法的保護制度改善と財政的責任の自由化に関連するいく

---

<sup>23</sup> ウズベキスタン共和国法令集、2005年、No. 23-24、167p

つかの法令の改正に関する法」<sup>24</sup>により、一連の法改正が行われた。

同法により、「企業活動自由保障法」に事業主に対する活動制限措置の適用手続を規定する第 40<sup>1</sup>条が追加された。同条は、一定の法的措置が裁判手続によってのみ適用されることを詳細に規定している。

**共和国税法**<sup>25</sup>は、税法違反に対して適用される措置を規定している。税法違反について適用される具体的な措置は、税務制裁である。税法(第 112 条)は、税務制裁として金銭徴収(罰金、遅延利息)のみを設定している。税法第 112 条乃至第 121 条は、金銭的制裁の概念、その適用手続、税法違反の種類とそれに対し適用される責任措置を規定している。

また、**関税法**<sup>26</sup>(第 15 章)も、事業主に対する法的措置適用の法的根拠となるもので、法人及び法人格をとらず企業活動に従事する者が一定の関税法違反について負う責任を規定している。

**行政責任法**<sup>27</sup>も、また、事業主に対する法的措置を規定する法律といえる。同法第 13 章は、商業、企業活動、金融分野における法違反に対する行政責任を規定している。例えば、同法第 164 条は、商業、サービス業の規則違反に対する罰金刑を規定している。

**銀行関連法令**も、事業主に対する活動制限措置の規定において重要な役割を果たしている。例えば、中央銀行法<sup>28</sup>の第 29 条は、市中銀行が最低義務的準備金維持規則を履行しない場合、中央銀行が当該の銀行から、裁判手続を要しない手続で、未積立分とリファイナンス金利の二倍相当額までの罰金を徴収することを規定している。

証券市場法<sup>29</sup>第 55 条は、証券市場参加者が証券関連法令を違反した際に適用される一連の経済制裁を規定している。事業主に対する制限措置の規定は、**独占禁止法令**にも存在する。

---

24 ウズベキスタン共和国法令集、2006 年、No. 41、405p

25 ウズベキスタン共和国法令集、2007 年、No. 52(II)

26 ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス公報、1998 年、No. 2、36p

27 ウズベキスタン共和国最高会議公報、1995 年、No. 3

28 ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス公報、1995 年、No. 12、247p

29 ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス両院公報、2008 年、No. 7、354p

### 第3項 事業主に対する法的措置の適用権限を持つ国家機関及び役職員

事業主に対する法的措置の適用権限を持つ国家機関は、行政的強制権を持っている。例えば、企業に対し予防的措置（法人の生産施設の閉鎖、法人に対する特定行為の禁止、生産の一時停止）を適用したり、法定の行政処分を科すことができる。

国家は、国家機関を通じ、全ての権利主体に対する管理機能を実現する。この対象には経済分野も（従って、企業活動分野も）含まれる。国家は、企業活動分野で発生する諸関係を統制し、特別な手段、形態、方式を用いて事業主に働きかける。

2005年6月14日付大統領令第3619号「事業主の法的保護制度の改革について」には、裁判手続によってのみ企業に適用される法的措置の一覧が掲載されている。この場合において、裁判所は、事業主に対する制限措置の適用権限を持つ国家機関である。

行政法違反事件の審理における経済裁判所及び刑事裁判所による法的措置適用に関連する具体的な問題については、以下で詳細に述べる。

行政責任法に従い、司法機関以外で企業に対する行政責任措置の適用を審理する権限を持つのは、衛生監督機関（同法第257条）、自然保護機関（第261条）、税関機関（第262条）、税務機関（第264条）、統計機関（第267条）、独占禁止機関（第268条<sup>1)</sup>、建築建設機関（第268条<sup>2)</sup>、行政責任法第18章に定められるその他の国家機関、官庁である。

例えば、行政責任法第257条によれば、国家衛生監督機関として行政法違反事件を審理し、行政処分として罰金を科すことができるのは、以下の者である：1) ウズベキスタン共和国主任国家衛生医とその代理；2) カラカルパクスタン共和国、各州、タシュケント市の主任国家衛生医とその代理、構成地区を持つ市の主任国家衛生医、水上交通における水域担当主任国家衛生医；3) 地区、構成地区を持たない市の主任国家衛生医、港湾及び水上交通区間の主任国家衛生医。

各所轄国家機関、官庁は、事業主に対する行政処分以外に、その他の法的措置も適用することができる。

## 第2節 事業主に対する法的措置の適用手続

### 第1項 事業主に対する法的措置適用の事由

企業活動自由保障法<sup>30</sup>第40<sup>1</sup>条により、事業主の活動を制限する措置は、法令が定める場合に適用される。

事実上、法的措置の実行事由は法違反である。法的措置適用の事由とは、集合的な概念であり、これら措置を適用する際の根拠となるもので、法令が定める義務的な共通の「要件」から成り立っており、各法的措置を適用するためにはこの要件が遵守される必要がある。

言うまでもなく、個々の事例において法的措置適用の事由となるのは、事業主による一定の法違反、過失、犯罪、義務違反である。

例えば、税務上の責任が発生する唯一の事由は、税法違反である。納税者、法適用実務、ウズベキスタンの税制全体にとって重要な基本的事項は、税法<sup>31</sup>第106条に規定される税法違反である。同条によれば、税法違反とは、納税者の帰責性がある違法行為（行為又は不作為）で、同法によりその責任が定められているものである。

経済訴訟法<sup>32</sup>第155<sup>17</sup>条により、法的措置適用事件の法廷審理において、経済裁判所は、まず、**法違反とされる出来事とそれがなされたという事実の有無、その法違反に対し法令が責任措置を規定しているか**という点を明らかにする。

このように、違法性の存在が法的措置適用の必要条件である。違法行為が存在せず、しかし、当該の損害が法定事由により賠償されるべきものである場合は、別の法的性格を持つ強制措置がとられることになる。

法的措置を適用するための必要条件は、有責性の存在である。有責性とは、この場合、企業家たる自然人の、自らがなした違法行為又は不作為と、これにより到来した違法な効果に対する心理的態度と理解される。法人の場合の有責性については、当該法人の従業員がその業務においてなした有責性ある行為として現れることもあるし、また、具体的な従業員の有責性が除外される場合は、法人の様々な構成部署間に分散しているということもあり得る。

---

<sup>30</sup> オリー・マジュリス公報、2000年、No. 5-6、140p

<sup>31</sup> ウズベキスタン共和国法令集、2007年、No. 52(II)

<sup>32</sup> オリー・マジュリス公報、1997年、No. 9、234p

税法第 109 条は、ある者が違反行為をした際、この者に有責性がない場合は、税法違反の責任を問うてはならないとしている。有責性が除外される状況については、税法第 110 条が規定している。

## 第 2 項 裁判手続によってのみ適用される法的措置の種類

企業活動自由保障法第 40<sup>1</sup> 条により、以下の法的措置は、裁判手続によってのみ事業主に適用される。

- 1) 活動終了
- 2) 環境に悪影響を与える施設の活動終了及び（又は）業種変更
- 3) 活動の制限、停止、禁止。ただし、非常事態、疫病、その他住民の生活、健康に対する現実的な脅威を防ぐための活動の制限、10 営業日以内の活動停止を除く。
- 4) 銀行口座の使用停止。ただし法律が別途定める場合を除く。
- 5) 金銭的制裁の適用。ただし、税金その他義務的支払の滞納に対する延滞税、団体又は個人が法違反の責任を認め自発的に支払う場合を除く。
- 6) 法違反の関係物品に対する取立てと国庫への収納
- 7) 営業免許（許可）の 10 営業日を超える停止又は終了及び無効化。ただし、内閣、中央銀行が発行する免許を除く

### § 1. 活動終了

2005 年 6 月 14 日付大統領令第 3619 号付属書の第 1 項に定められる事業主に対する法的措置としての活動終了とは、事業主のある活動を全体的に終了させることである。法人事業主の活動終了は、清算及び組織変更（新規合併、吸収合併、分割、分離、形態変更）の形をとることが可能である。組織変更は権利承継が行われるということであり、清算はそれが無いということである。

2006 年 12 月 22 日付最高裁判所及び最高経済裁判所合同決定 No. 12/149 「事業主の法的保護及び財政的責任の自由化を目的とする法令の適用に関する諸問題について」第 13 項により、事業主の活動終了

の申立ては、法令が定める場合についてのみ、裁判所に提出される。

活動終了は、その財務経営活動において法令を遵守しなかった事業主に対する法的措置であるが、これに対して、法人の清算は、事業主が財務経営活動を行わなかったこと及び（又は）所定期間内に定款資本を形成しなかったことによる結果である。

事業主の活動終了は、行政法その他公法的関係によるものであり、事件は監督機関の申立てに基づいて審理される。

法人の清算は、民法上の関係によるものであり、訴訟手続で審理される。清算は、財務経営活動を行わない法人又は所定期間内に定款資本を形成しない法人に適用されるものである。従って、これは責任措置や制裁ではない。

活動終了の場合、経済主体は、裁判所決定により終了させられた活動以外の活動については、これを行うことができる。これに対し、清算の場合は、会社の全ての活動が完全に終了する<sup>33</sup>。

活動終了は、企業が免許（許可）をとらずに営業していた場合、また、法令が定めるその他の場合に適用される措置である。つまり、事業主に対する活動終了措置は、法定事由によってのみ実現される。法令が定める活動終了の事由をいくつかを取り上げる。

法人事業主の活動終了は、清算委員会を選出し、財産目録を作成し、マスコミ媒体に必要な公告をし、債権者への支払を行うなど、かなり長くかかる手続であることを指摘しておきたい。

度重なる法違反、重大な法違反を犯した個人事業主の活動終了についても、同様に裁判手続によってのみ行われる。また、個人事業主の活動終了は、有罪判決で刑罰として企業活動従事権の剥奪が言い渡された場合にも起こる。

刑法<sup>34</sup>第 45 条により、権利剥奪とは、有罪者に対し、裁判所が定める期間、ある活動に従事することを禁ずることである。禁じられる活動の種類は有罪判決において裁判所が定める。

---

33 ウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決定 2011 年 6 月 30 日付第 229 号「2011 年 4 月 21 日付「いくつかの法令を改正する法」の採択に伴う経済訴訟法の適用問題について」

34 ウズベキスタン共和国最高会議公報、1995 年、No.1

## § 2. 環境に悪影響を与える施設の活動終了又は業種変更

自然保護法<sup>35</sup>第 10 条により、環境に悪影響を与えている地域施設の活動終了又は業種変更、また、当該施設に出された天然資源使用許可の無効化は、裁判手続で行われる。

地下資源法第 10 条により、居住区域、近郊地域、工業、交通、通信施設内の地下資源の利用は、これにより環境に悪影響を与える場合、制限されることがある。

森林法第 40 条により、森林利用権は、森林法令に違反する場合、また、森林その他自然の保護及び水生産のために、制限、停止又は禁止されることがある。また、「動物界の保護及び利用に関する法」の第 32 条により、動物界の保護のため、土地利用者、森林使用者、水使用者、水消費者、地下資源利用者の権利が制限され、また、法定手続によりこれらの者に一定の義務が課されることがある。

## § 3. 業務の制限、停止及び禁止

業務の制限、停止及び禁止は、事業主が法令に違反した場合に適用される法的措置である。業務の停止とは、何らかの状況が発生するまで（違反が是正されるまで）、事業主が業務に従事することを禁止されるということである。

業務の制限とは、事業主がその活動を行う際に、裁判所が設定した制限を超えてはならないということである。

業務禁止措置をとられた場合、事業主は、一定の活動を禁じられるということになる。

事業主に対する業務停止措置は、法令がこれを可能と認めている場合に限り、監督機関が申し立てることができる。この例外となるのは、2006 年 12 月 22 日付最高裁判所及び最高経済裁判所合同決定 No. 12/149 「事業主の法的保護及び財政的責任の自由化を目的とする法令の適用に関する諸問題について」第 14 項が定める非常事態、疫病その他住民の生命、健康に対する現実的脅威を予防するための 10 営業日以内の業務停止である。

---

<sup>35</sup> ウズベキスタン共和国最高会議公報、1993 年、No.1、38p

国家衛生監督法第 27 条によると、主任国家衛生医とその代理は、公衆衛生法令の違反がある場合、外食企業、商業施設、教育施設、医療保健施設、保養施設の活動を、公衆衛生規範、規則、衛生基準の違反が是正されるまでの間、停止させることができる（この際、同条は、事業停止措置が裁判手続で適用されることを規定している）。

薬品及び製薬業法の第 5 条により、保健省は、薬品の有害効果を示す事実がある場合、その製造、輸入、販売を停止する。事業主の企業活動の停止につながる薬品製造停止は、裁判手続により適用される（非常事態、疫病、その他住民の生活、健康に対する現実的脅威を防止するための 10 営業日以内の活動停止を除く）。

経済訴訟法第 155<sup>18</sup> 条により、法的措置の適用請求を認める場合、経済裁判所の判決の主文には、業務が制限、停止、禁止される期間と、この措置が解除されるための条件が記載されなければならない。

## § 4. 銀行口座の使用停止

銀行口座の使用停止とは、事業主の法定義務の不履行に関連し、役職員の請求事項の履行を担保するために適用される法的措置である。税法第 96 条により、納税者の銀行口座の使用停止は、裁判所決定に基づいてのみ実施される。ただし、犯罪収入の合法化、テロ行為への資金援助の事実が発覚した場合は、この限りではない

銀行口座使用停止措置は、法令が定める場合につき、国家機関が申し立てることができる。例えば、税法第 96 条により、納税者が税務監査を妨害する場合、納税者が収入を得るために使用する場所、課税対象物の保管に関連する場所などの敷地や家屋に税務機関の役職員が調査に入ることを拒む場合、税務機関は、納税者の銀行口座の使用停止を裁判所に申し立てることができる。この規定は、国税局法<sup>36</sup>の第 5 条により税務機関に与えられた権利から発生するものである。

また、税関法の第 7 条により、関税法令の遵守を確保する目的で、銀行その他金融機関は、事業主が関税支払義務を履行しない場合、裁判所決定に基づいて、これらの決済口座その他口座を閉鎖する。

銀行口座の使用停止は、出金のみを対象とする。例外は、国に対する支払、給与、手当支払のための出金、業務中の事故による健康、生命被害の損害賠償支払である。つまり、例外となるのは、いわゆる第

---

<sup>36</sup> オリー・マジュリス公報、1997 年、No. 9、232p



一順位支払である。

経済訴訟法第 155<sup>18</sup> 条により、銀行口座の使用停止を認める場合、経済裁判所判決の主文には、使用停止が解除される条件が記載されなければならない。2006 年 12 月 22 日付最高裁判所及び最高経済裁判所合同決定 No. 12/149「事業主の法的保護及び財政的責任の自由化を目的とする法令の適用に関する諸問題について」の第 15 項により、銀行口座使用停止の申立てが認められる場合、司法決定の主文には、使用停止期間又は使用停止の解除条件（財務経営活動監査が終了し、その結果に基づいた決定が出されるまでなど）が定められなければならない。また、停止事由原因が除去された際に口座使用を回復させる旨の銀行に対する指示が含まれなければならない。

経済裁判所が経済紛争を審理する際、事業主の金銭に差押えをかける場合があるが、これは訴訟保全措置であって、経済訴訟法の規則に従って解除されるものである点に留意されたい。

## § 5. 金銭的制裁の適用

金銭的制裁とは、国庫、特別基金への税金その他義務的支払の納付義務違反に対して事業主から徴収されるものである。

つまり、金銭的制裁とは、相応の権限を持つ国家機関とその役職員が、行政法、経済法が定める手続により納税者（法人、自然人）に対し適用する国家強制措置であり、金銭で表され、社会及び国家の財政的利益を確保し、国庫及び特別基金の未収金を回収し、また、税法違反者に対する罰として、国庫におさめられるものである。金銭的制裁の適用は、税法違反を犯した者に財産的、精神的な負担をもたらすものである。

金銭的制裁は、法令が定める要件に違反した事業主に対し、各種罰金の支払といった好ましくない効果をもたらすことを狙いとしている。法令に違反した事業主であっても、監査結果につき監督機関から出された指示を履行した者に対しては、金銭的制裁は適用されない。

金銭的制裁の適用は、法令により金銭的制裁の適用権限を与えられている監督機関が裁判所に申立てる。このような機関としては、税務機関、税関機関、反独占化競争促進国家委員会とその地方機関などがあげられる。

金銭的制裁適用の申立てには、以下の書類を添付する。

- 監査実施の根拠となった文書（諸監督機関の業務を調整する特権機関の決定）。ただし、法令がこのような決定をとることを特に定めていない場合は、この限りでない。
- 刑事事件の枠内で監査が行われた場合は、予審査捜査機関（初動捜査機関）の決定
- 監査実施命令
- 監査計画書類
- 監査結果について作成した調書又はその他の添付書類
- 法律が定めている場合につき、監査資料審理の議事録及び決定書
- 決定書の写しを被告に手交又は発送したことの証明

2005年6月14日付大統領令 No. 3619「事業主の法的保護制度の改革について」は、事業主が違反についてその責任を認めており、自発的に支払う場合の金銭的制裁の適用は裁判外手続で実現されるとしており、実質的に裁判外手続での金銭的制裁の適用を定めている。

2006年12月22日付最高裁判所及び最高経済裁判所合同決定 No. 12/149「事業主の法的保護及び財政的責任の自由化を目的とする法令の適用に関する諸問題について」の第16項により、事業主が請求の受領後10日以内にこれを履行しない場合に、監督機関は裁判所に訴えることができる。監督機関がこの要件を遵守しない場合は、これは裁判所が申立書を返却する事由となる。

2005年6月24日付大統領令第3622号「事業主の経済法違反に対する財政的責任の自由化について」<sup>37</sup>の第2項は、事件資料が裁判に回された場合、一ヶ月以内に事業主が自発的に税金その他義務的支払の不払いにより発生した損害を賠償し、延滞税支払いなど法違反の効果についても然るべく対応した場合は、金銭的制裁を免除されると定めている。このことから、前出の最高裁判所・最高経済裁判所合同決定でも強調されているように、裁判所は、裁判審理日を申立ての受理から一ヶ月以上あけて指定すべきである。

経済訴訟法第155<sup>18</sup>条に従い、金銭的制裁の適用請求を認める場合、経済裁判所の判決主文には、金銭的制裁の金額と、これを徴収する監督機関の名称が含まれなければならない。

---

<sup>37</sup> ウズベキスタン共和国法令集、2005年、No.25-26、178p

## § 6. 違法行為の関係物に対する取立てと国庫への収納

違法行為の関係物に対する取立てについては、当該の違法行為事件を審理する裁判所のみがこれを決定できる。この際、このような取立ては、法令が定める場合のみ可能である。

取立て対象となる財産の押収、登録、保管、評価、換価及び破棄については、2009年7月15日付内閣決定第200号により承認された「取立て対象財産の押収、評価、換価、破棄に関する手続規則」が定めている。<sup>38</sup>

この規則は、それぞれ以下の司法決定に基づき徴収対象となる財産に適用する。1) 刑事事件に関する司法決定に基づき、犯罪関係品及び犯罪の道具、証拠物；2) 行政法違反事件に関する司法決定に基づき、違法行為の関係物品及び道具、証拠物；3) 刑事事件に関する司法決定に基づき、国が被った損害の賠償に当てるため、初動捜査、予審捜査又は裁判の段階で差押えた財産。

## § 7. 10 営業日を超える免許の停止、終了及び無効化

免許発行機関が、営業免許（許可）の10営業日を超える停止、終了、無効化を裁判所に申し立てることは、法令が定める場合についてのみ可能である。

この申立てを審理する際、裁判所は、免許停止、終了及び無効化の事由が規定されている特定業種免許法<sup>39</sup>の第22条乃至第24条に従わなければならない。事由は、ここに記載されるものに限定される。

同法第22条により、免許の効力は、以下の場合に停止できる。

- 1) 免許合意書に規定される免許要件、条件の違反が発見された場合
- 2) 免許保有者が、違反の是正を義務づける免許発行機関決定を履行しなかった場合

このように、2005年6月14日付大統領令第3619号「事業主の法的保護制度の改革について」に規定される10営業日を超える免許停止措置とは、免許保有者が免許合意書が定める免許要件、条件に違反したり、

---

<sup>38</sup> ウズベキスタン政府決定集、2009年、No.7、56p

<sup>39</sup> ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2000年、No.5-6、142p

違反の是正を義務づける免許発行機関決定を履行しなかった場合に適用される措置である。

同法第 24 条に従い、免許は以下の場合に無効化される。

- 1) 免許申請者が、免許発行決定が発送（手交）された時点から 3 ヶ月以内に、免許発行手数料の支払を証明する書類を免許発行機関に提出しなかった場合又は免許合意書に署名しなかった場合。
- 2) 免許保有者が、免許無効化の申請をした場合
- 3) 虚偽の書類を使用して免許を取得した事実が明らかになった場合。

同条は、免許無効化が裁判手続で行われるのは、虚偽の書類を使用して免許を取得した事実が明らかになった場合のみとしている。つまり、法的措置としての免許無効化とは、虚偽の書類を使用して免許（許可）を取得した事実が明らかになった場合に適用される措置といえる。

### 第 3 項 行政手続により事業主に適用される法的措置の種類

企業活動自由保障法第 40<sup>1</sup> 条により、行政手続で事業主に適用される法的措置とは以下である。

- 1) 非常事態、疫病、その他住民の生活、健康に対する現実的な脅威を防止するための企業活動の制限、10 営業日以内の活動停止
- 2) 法律が定める場合について、銀行口座の使用停止
- 3) 税金その他義務的支払の滞納に対する延滞税の適用、団体又は個人が法違反の責任を認め自発的に支払う金銭的制裁
- 4) 営業免許（許可）の 10 営業日未満（訳注：原文ママ）の停止。内閣、中央銀行が発行する免許（許可）の停止、終了及び無効化

以下、それぞれの法的措置を解説する。

通則では、企業活動の制限、停止は、裁判手続によってのみ行われる措置である。この例外となるのが、非常事態、疫病、その他住民の生活、健康に対する現実的な脅威を防ぐための企業活動の制限、10 営業日以内の活動停止である。非常事態の概念については、救助活動及

び救助人地位法<sup>40</sup>の第3条が規定している。

ウズベキスタン共和国法令は、法的措置としての銀行口座の使用停止が裁判外手続で適用されるいくつかの場合を規定している。例えば、「犯罪収入合法化、テロ資金供与対策法<sup>41</sup>」の第9条により、犯罪収益合法化、テロ資金供与対策の特任国家機関（最高検察庁の税務通貨犯罪及び犯罪収益合法化対策局）は、監査の結果、同局が入手した取引情報に裏付けがあると認められた場合、2営業日以内で資金又は他財産のやり取りを停止させる指示を出すことができる。

法令は、通常は裁判手続で適用される銀行口座の使用停止措置について、もう一つの例外を規定している。国税局法の第5条により、納税者の銀行口座を通じた取引は、以下の場合、税務機関の決定によって停止させることができる。

- 1) 法人納税者が、税務報告書及び（又は）財務報告書を、所定の提出期限を15日過ぎても提出しない場合
- 2) 届け出住所に法人納税者がいない場合

税金及びその他の義務的支払の延滞に対する延滞税の適用、また、事業主が法違反の責任を認めて自発的に金銭的制裁額を支払う場合、企業活動自由保障法第40<sup>1</sup>条及び2005年6月14日付大統領令第3619号「事業主の法的保護制度の改革について」に従い、この措置は裁判外手続で実行できる。

営業免許（許可）の10営業日を超える停止、終了及び無効化は、裁判手続のみで行うのが通則であるが、内閣、中央銀行が発行する免許（許可）については、その停止、終了及び無効化は裁判外手続で行う。また、免許（許可）の10営業日未満（原文ママ）の停止も、裁判外手続で行う。

## 第4項 事業主に対する法的措置適用の裁判手続及び行政手続

事実上、事業主に対する法的措置の適用において、これを裁判手続で行うことは、監督機関がこれらの措置を適用する際の手続を複雑にする。

---

<sup>40</sup> ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス両院公報、2008年、No.12、638p

<sup>41</sup> ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2004年、No.9、160p

憲法<sup>42</sup>第 44 条及び「市民の権利、自由を侵害する行為及び決定の裁判所への不服申立てに関する法」<sup>43</sup>第 1 条、第 3 条により、事業主は、国家機関、企業、施設、団体、社会団体、市民自治機関、役職員のあらゆる行為（不作為）や決定につき、これが企業家の権利と法益を侵害するものであれば、裁判所に不服申立てができる。

行政手続による事業主に対する法的措置の適用については、適用される措置の性質、適用する法分野に応じて、一連の法令が規定している。

2006 年 12 月 22 日付最高裁判所及び最高経済裁判所合同決定 No. 12/149 「事業主の法的保護及び財政的責任の自由化を目的とする法令の適用に関する諸問題について」の第 5 項により、事業主に対する法的措置適用事件は、経済裁判所が、経済訴訟法第 20 章<sup>3</sup>の法的措置適用事件に関する規定と訴訟手続の通則に従って審理し、また、刑事裁判所が行政事件手続の規則に従って審理する。

経済訴訟法第 155<sup>14</sup>条により、法的措置適用の申立ては経済裁判所に書面で提出され、申立人又はその代理人が署名をする。法的措置適用の申立て書には、法違反を発見した監督機関の名称、請求の事由たる状況、それを裏付ける証拠、経済裁判所への訴えの事由となった団体又は市民の行為（不作為）の責任を規定する根拠条文などを記載する。

法的措置適用申立てに添付する書類の一覧は、経済訴訟法が定めている。同法第 155<sup>15</sup>条により、活動制限、停止、禁止の申立てには、同法第 144 条が定める書類に加え、設立文書と国家登記証明書<sup>16</sup>の然るべく証明を受けた写し、当該の団体又は市民が法定要件に違反していることを裏付ける証拠で、活動の制限、停止及び禁止の事由となるものを添付しなければならない。

経済訴訟法第 155<sup>17</sup>条により、法的措置適用事件は、審理準備決定が出た日から 15 日以内に審理されなければならない。ただし、金銭的制裁適用事件については、経済裁判所が申立てを受領してから一ヶ月を経過した後に審理を行う。

法的措置適用事件の審理の際、経済裁判所は、法廷審理において、法違反たる出来事があったか、それが行われた事実があるか、監査実施、調書その他文書を作成する事由があったか、監督機関の権限、当該の法

---

<sup>42</sup> ウズベキスタン共和国最高会議公報、1994 年、No.1、5p

<sup>43</sup> ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス公報、1995 年、No.9、183p

律違反について法令が責任を定めているか、法的措置の適用事由があるかを明らかにする。金銭的制裁適用事件の審理において、経済裁判所は、また、制裁金額の算定が正しいかを確認する。

法的措置適用事件においては、和議の締結が認められない点を特に注意する必要がある。事件審理の結果、経済裁判所は、法的措置の適用決定か適用請求を認めない旨の決定を出す。

前述の通り、事業主に対する法的措置適用事件は、刑事裁判所が行政裁判手続で審理することも可能である。この際、2005年6月24日付大統領令第3622号「事業主の経済法違反に対する財政的責任の自由化について」の第1項は、事業主の初めての法違反で、故意によらず重大性の低いもの、また、国庫、目的別基金に対する未納付につながらないものについては、役職員に対し法定の手続で行政処分のみを適用し、裁判機関に事件資料を送る必要はないとしている。このような場合には、所轄監督機関が行政処分を適用する。

証券市場法、株式会社及び株主保護法<sup>44</sup>その他の証券市場関連法令の違反事件の行政手続による制裁措置の適用は、「証券市場関連法令違反の事件審理及び制裁適用手続に関する規則」（2002年4月23日付登録No.1131）<sup>45</sup>が規定している。

また、「建設法令違反に対する法人の罰金適用規則（2003年9月17日付内閣決定第404号により承認）」<sup>46</sup>は、「建設法令違反に対する法人責任法」<sup>47</sup>に基づく法人に対する罰金適用について、行政手続を規定している。

---

44 ウズベキスタン共和国オーリー・マジュリス公報、1996年、No.5-6、61p

45 ウズベキスタン共和国省庁国家委員会法令集、2002年、No.8

46 ウズベキスタン共和国政府決定集、2003年、No.9、86p

47 ウズベキスタン共和国オーリー・マジュリス公報、2001年、No.1-2、21p

### 第3節 国家機関及び役職員の法的措置適用行為 (決定) に対する不服申立て手続

#### 第1項 不服申立ての審理権限を持つ国家機関及び役職員

不服申立権とは、国家機関の決定又はその役職員の行為（不作為）につき、これに不服を持つ者の請求によってその合法性を確認することである。

事業主に対する監督機関の法的措置適用決定に対する不服申立て手続については、この不服は、選択的に上位国家機関か裁判所に申し立てられる点に特に注意する必要がある。

経済訴訟法<sup>48</sup>第23条は、経済分野において民事、行政、その他法的関係から発生する法人、法人格をとらず法定手続により個人事業主の地位を取得して企業活動を行う市民の紛争事件は経済裁判所が管轄することを定めている。加えて、同法第24条は、法人及び法人格をとらず企業活動に従事する個人の権利、法益を侵害する国家機関及び地方自治機関の法令に反する決定の無効確認事件は経済裁判所が審理することを明確に規定している。

憲法<sup>49</sup>第44条及び「市民の権利、自由を侵害する行為及び決定の裁判所への不服申立てに関する法」<sup>50</sup>第1条、第3条により、事業主は、その権利と法益を侵害する国家機関、企業、施設、団体、社会団体、市民自治機関又は役職員のあらゆる行為（不作為）や決定につき、裁判所に不服申立てができる。この種の紛争は、紛争の主体（事業主と国家機関）や、紛争の性格（企業活動に関連し経済分野で発生する紛争）により、経済裁判所の専権管轄になる。

このように、国家機関が事業主に対し不法に法的措置を適用した場合、後者は、裁判所に当該措置の適用決定の無効確認を申立てることができる。法的措置適用決定に対し不服を申し立てるためには、当然、相応の論拠づけがなければならない。つまり、1) 法規に合致していない

---

48 ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス公報、1997年、No.9、234p

49 ウズベキスタン共和国最高会議公報、1994年、No.1、5p

50 ウズベキスタン共和国オリイ・マジュリス公報、1995年、No.9、183p



こと；2) 国家機関の決定手続に違反があることである。

訴訟において、事業主は、不当に法的措置を適用されたことにより発生した損害の賠償を請求できる。この際、実損分と逸失利益の両方を請求できる。民法<sup>51</sup>第 15 条により、法令に合致しない決定の発布など、国家機関、市民自治機関又はこれらの役職員による違法な行為（不作為）により市民又は法人が被った損害については、国家又は市民自治機関がこれを賠償しなければならない。

法的措置適用決定に対する裁判所への不服申立て手続において重要な点は、当該措置の効果の停止である。税法第 123 条は、裁判所に不服申立てを出すことで、税金その他義務的支払の未払いの徴収や金銭的制裁の適用を含め、不服申立て対象となっている決定又は行為の執行が裁判所決定の発効まで停止されることを、具体的に規定している。

法的措置適用決定の上位機関への不服申立て手続は、一連の法令が定めている。例えば、税法第 124 条は、税務機関の決定、その役職員の行為又は不作為に対する不服は、書面にて当該税務機関の上位機関に申し立てると規定している。

この際、事業主に対する法的措置適用問題の解決において、裁判所自体が実体法や手続法の違反を犯す可能性があることも考慮に入れるべきであろう。この場合、不法な措置が適用されてしまうことになる。法令は、事業主が裁判所による法的適用決定についても不服申立てができるよう、あらゆる方法を規定している。

例えば、経済訴訟法第 155 条<sup>18</sup>により、法的措置適用事件に関する経済裁判所の決定は、決定日から 10 日の間に控訴審への不服申立てが出されなければ発効する。控訴審へ不服申立てがされた場合、第一審決定が取消されなければ、この決定は控訴審の決定日から発効する。

法的措置適用に関する経済裁判所決定の控訴審への不服申立ては、申立ての受理から 15 日以内に審理される。

## 第 2 項 事業主に対し違法に法的措置を適用した役職員に適用される責任措置

ウズベキスタン法令は、合法的な企業活動に対する妨害行為に対し

---

<sup>51</sup> ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、1996 年、No.2 の付属書

て相応の責任措置を定めており、これによって、事業主に対する職権乱用や法的措置の不法適用を防止し、役職員に責任を負わせ、事業主の権利と法益を保護することを確実なものとしている。

事業主に対し法的措置を不法に適用した役職員の責任を分析する際には、民事責任、懲戒責任、行政責任、刑事責任を区別する必要がある。

**民事責任：**企業活動自由保障法<sup>52</sup>第 38 条により、事業主が被った損害は、当該の損害をもたらした者により、逸失利益も含め、全額、賠償されなければならない。同法第 38 条は、国家機関、市民自治機関の不法な決定により事業主が被った損害は、これら機関の役職員の有責性に関わらず、裁判所決定に基づき賠償されると規定している。

**懲戒責任：**国家機関の役職員が法定事由がないにもかかわらず法的措置を適用した場合又は所定の手続に違反してこれを適用した場合、つまり、役職員がその職務の遂行において不適切な対応をした場合、懲戒責任を問われることがある。

ウズベキスタン共和国労働法<sup>53</sup>第 181 条により、労働規律の違反があった場合、雇用主は以下の懲戒処分を適用できる。

- 1) 戒告
- 2) 平均月給の 30%までの罰金。労働内規により平均月給の 50%までの罰金を設定することもできる。被雇用者の給与からの罰金の控除は、労働法第 164 条の要件を遵守して雇用主が行う。
- 3) 雇用契約の終了（第 100 条第 2 項第 3 号、第 4 号）

**行政責任：**行政責任法<sup>54</sup>は、合法的企業活動の妨害に対する行政責任措置を規定している（第 241 条<sup>1)</sup>）。この種の法違反に対する行政責任は、2001 年 12 月から導入されたものである。同条が規定する法違反の客観的側面は、事業主の権利と法益の制限であるが、法的措置の不法適用は、まさに、このような権利制限の古典的事例といえる。

**刑事責任：**一定の場合において、事業主に対し不法に法的措置を適用した役職員が、刑法<sup>55</sup>第 205 条又は第 206 条により刑事責任を問われることがある。刑法第 205 条は職権濫用、つまり、役職員がその職権を利用し、市民の権利や法益、国家、社会の利益に多大な損害、損失を与

---

52 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、2000 年、No.5-6、140p

53 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、1996 年、No.1 の付属書

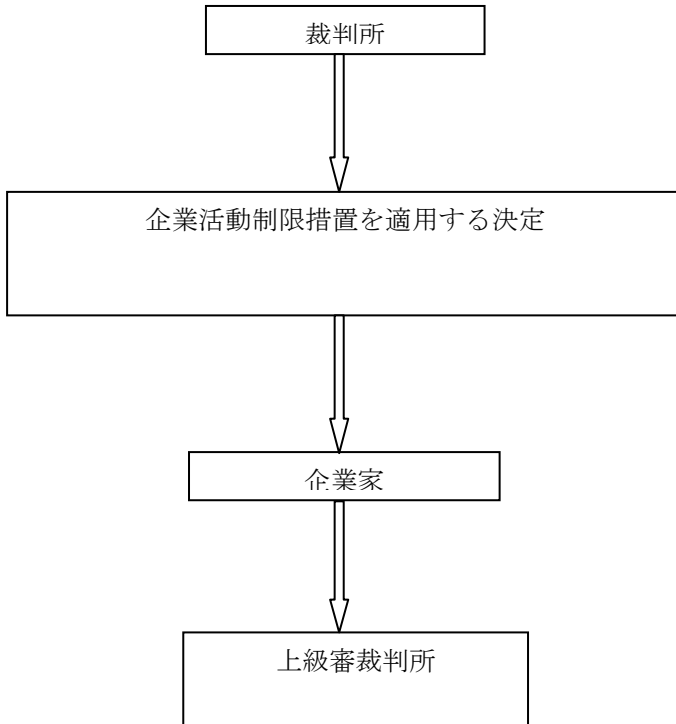
54 ウズベキスタン共和国オリー・マジュリス公報、1995 年、No.3

55 ウズベキスタン共和国最高会議公報、1995 年、No.1

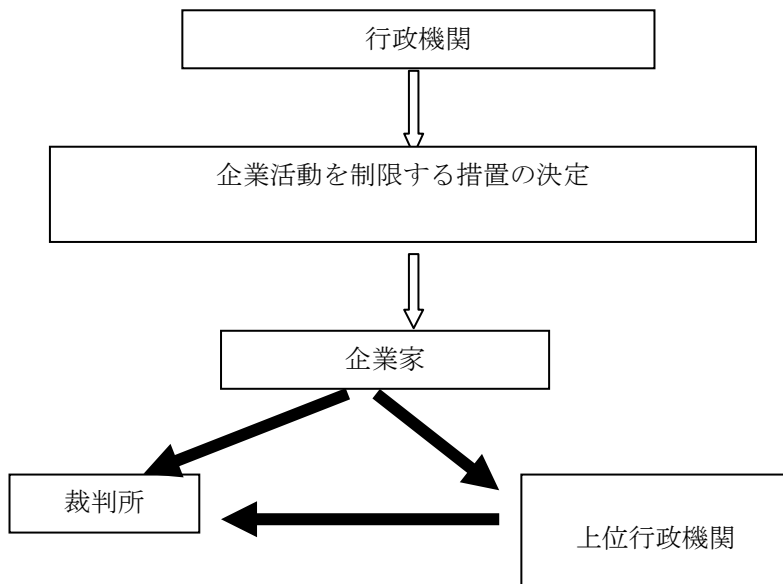
えることに対する責任を定めている。また、越権行為、つまり、役職員が法により与えられた権限を超えた行為をなし、それによって市民の権利や法益、国家、社会の利益に多大な損害、損失を与えることに対する責任は、刑法第 206 条が規定している。

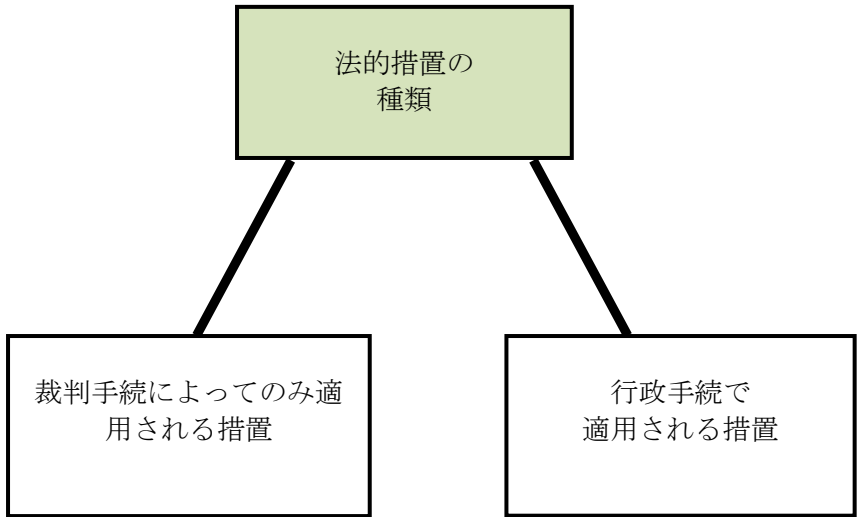
図表

企業活動制限措置を適用する裁判所決定の不服申立手続

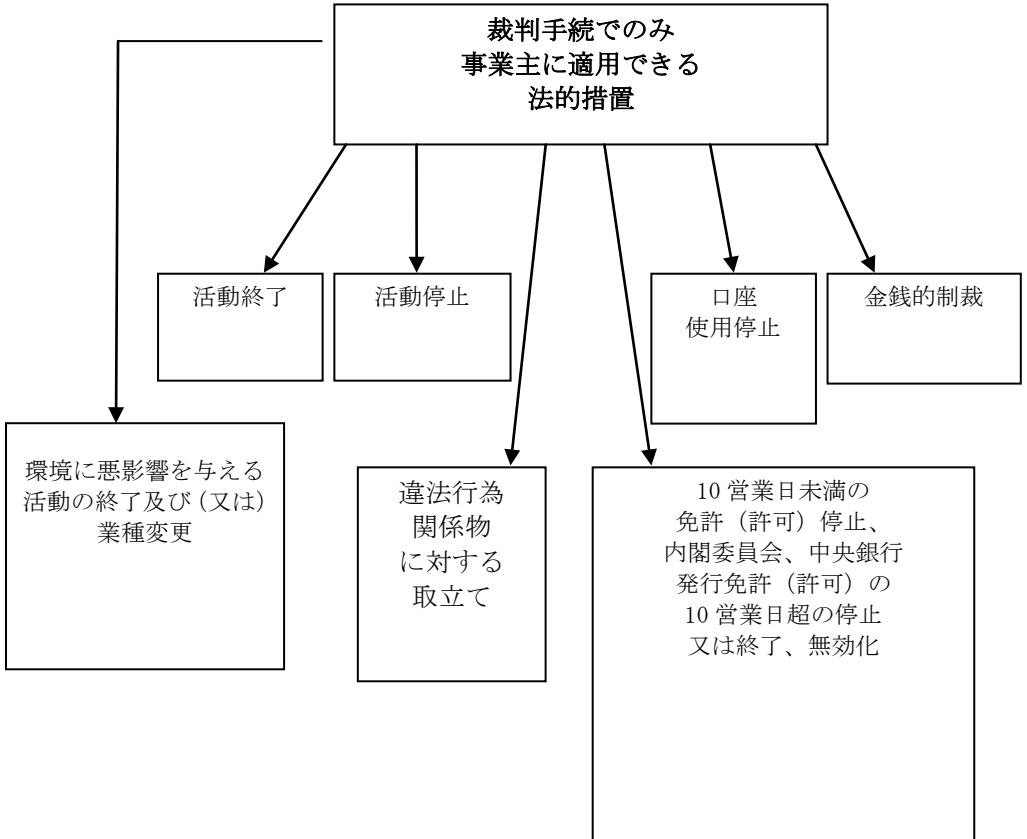


## 役員員の企業活動制限措置適用決定の不服申立て手続

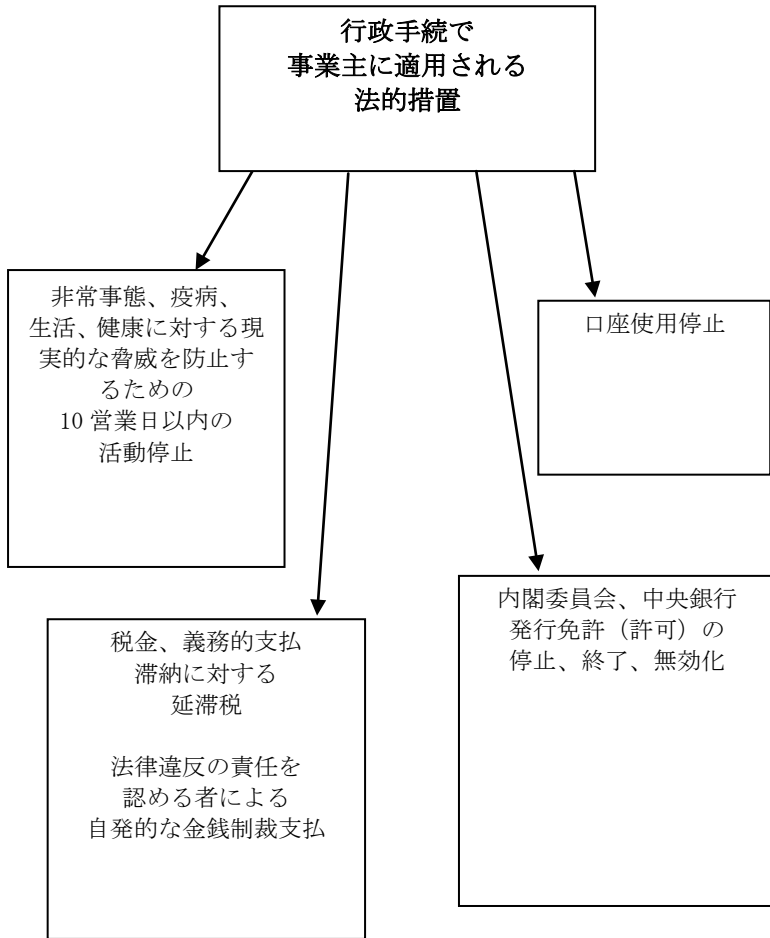




(法的措置の種類)



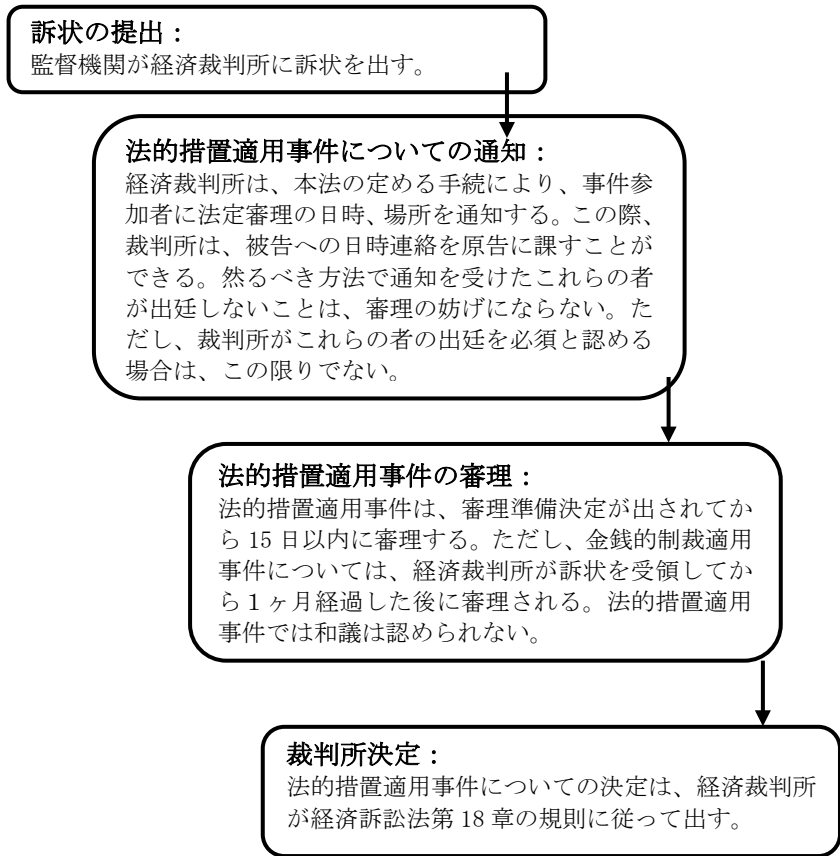
(裁判手続でのみ適用される法的措置)



(行政手続で適用される法的措置)



## 法的措置適用事件の裁判手続



(法的措置適用事件の裁判審理手続)

## 第六章 事業主の清算

### 第1節 事業主清算の一般概念

**清算**—事業主の財産所有者若しくは企業設立権限を持つ機関の決定又は裁判所決定により、事業主の活動を終了させること。(企業活動自由保障法第48条参照)

**法人清算**において、法人は、権利承継で権利及び義務を他者に移行させることなく消滅する。

法人は、以下によって清算される：

**法人の発起人（社員）の決定**又は設立文書により相応の権限を持つ法人機関の決定による清算：法人の設立期間が終了する場合、法人を設立した目的が達成された場合、設立の際に、是正できない性質の法令違反があったために法人登記が裁判所により無効とされた場合など。

**裁判所決定による清算**：許可（免許）をとらずに営業していた場合、法律により禁止される活動を行った場合、銀行口座を通じた金銭のやり取りを伴う財務経営活動を6ヶ月間行わなかった場合（商業、卸売業については3ヶ月）（ただし、デフカン農家、フェルメル農家を除く）及び（又は）設立文書に定められる定款資本が登記から一年以内に形成されなかった場合。ただし、法令、本法に別途の定めがある場合は、この限りでない（民法第53条）。

## 第2節 事業主の清算の種類

企業活動自由保障法及び「任意清算及び事業終了手続規則」により、清算には、任意清算と強制清算の二つがある。

例として、任意清算手続の一部を解説する。

**企業の任意清算決定**は、法令が定める手続により、当該企業の発起人がとる。この決定で、清算人又は清算委員会が指定される。

清算人が任命された時点より、企業の経営権は全て清算人に移行する。

**清算人**は以下を行う。

- 任意清算を行い、債権者、発起人（社員）その他利害関係者の利益を守る。
- 委任状なしに企業を代表し、企業の財務、支払決済文書その他文書に署名する。
- 命令、指示などを出す。企業の全役職員、従業員はこれを履行しなければならない。
- 法令により清算人の権限事項とされる問題を解決し、また、発起人（社員）決定に基づき付与されるその他の権限を行使する。

清算人は、任意清算決定の遅くとも翌営業日には、以下を行う。

- 登記機関に任意清算決定書の写しを送る。
- 主たる通知預金口座（以下、主たる口座）がある銀行と、企業の外貨資金が蓄積されている外国為替銀行に、任意清算決定書の写しと、清算人の署名、印鑑の見本（公証されたもの）を二部送る。
- 自国通貨の二次的な預金口座、貯蓄口座、定期預金口座のある銀行に、口座を閉鎖し自国通貨残額を主たる口座に送金する旨の依頼書を出す。
- 外貨の通知預金口座、貯蓄口座、定期預金口座のある銀行に、これらの口座の閉鎖と、主たる自国通貨口座と同じ場所に開設した外貨通知預金口座か、この銀行が外国為替銀行でない場合は、別の外国為替銀行の外貨通知預金口座に残額を送金するための依頼書を出す。

**清算人の権限は、以下をもって終了する。**

- 任意清算が完了した場合、登記機関が企業の清算登記をした日付で終了。
- 企業が活動を再開した場合は、清算手続中止及び事業再開決定が出た日付で終了。
- 企業が倒産認定を受けた場合は、裁判所の倒産認定及び清算手続開始決定が出た日付で終了。
- 新たな清算人が任命された場合は、発起人（社員）がその旨の決定を出した日付で終了。この場合、企業の全ての文書、印鑑、スタンプ、その他財産は、目録に従って2日以内に新しい清算人に引き渡されなければならない（第2部 任意清算及び事業終了手続規則）。

登記機関の登記簿にその旨の記載がされた時点で、企業は清算され、自然人である事業主は事業を終了したものとされる。企業の発起人（社員）、自然人たる事業主は、清算の任意の段階で、事業再開・清算手続中止決定をとることができる。

銀行口座を通じた金銭のやり取りを伴う財務経営活動が行なわれなかった場合、銀行は、事業主が登録されている税務機関にその旨を通知する。

税務機関は、当該地域を担当する企業清算特別委員会に、企業活動継続の妥当性についての照会を行う。特別委員会の見解が妥当性なしというものであった場合、当該の意見書は、企業清算申請書とともに、3日以内に登記機関に送られる。

登記機関は、税務機関の申請書と特別委員会の意見書を受領してから一週間以内に、発起人に対し、事由を明記した企業任意清算勧告を出す。企業が2週間以内に任意清算を開始しない場合、登記機関は、経済裁判所に企業の清算を求める訴状を出す。経済裁判所が清算決定を出した場合、裁判所の指示に基づき特別委員会が清算手続を実施する（「財務経営活動を行わない企業、法定期間内に定款資本を形成しない企業の清算手続規則」 第3部）。

## 第3節 任意清算

### 第1項 財務経営活動を行う企業の任意清算 手続

財務経営活動を行う企業の任意清算は、前述の通り、発起人の決定に基づき行われ、この決定において清算者又は清算委員会が指定される。清算人は、遅くとも任意清算決定が出された日の翌営業日には、以下を行わなければならない。

- 登記機関に、任意清算決定書の写しを送る。
- 主たる通知預金口座（以下、主たる口座）がある銀行と、企業の外貨資金が蓄積されている外国為替銀行に、任意清算決定書の写しと、清算人の署名、印鑑の見本（公証されたもの）を二部送る。
- 自国通貨の二次的な預金口座、貯蓄口座、定期預金口座のある銀行に、口座を閉鎖し、自国通貨残額を主たる口座に送金する旨の依頼書を出す。
- 外貨の通知預金口座、貯蓄口座、定期預金口座のある銀行に、口座の閉鎖と、主たる自国通貨口座と同じ場所に開設した外貨通知預金口座か、この銀行が外国為替銀行でない場合は、別の外国為替銀行の外貨通知預金口座に残額を送金するための依頼書を出す。

登記機関及び各銀行は、上記文書を受領したことを確認する書面を出さなければならない。

清算人は、任意清算決定がとられた後、以下を行う。

- 法定の手続で、従業員の雇用関係を終了させる。
- 法定の手続により、企業の資産と負債を調べる。
- 年頭から登記機関に任意清算通知をした日付までに企業が支払った各種税金、義務的支払の計算をする。
- 売掛金を回収する。債権者を探し、配達確認がとれる形で清算通知を出す（受領日印、郵便配達証明、書状又は電子メールによる通知など）。
- 清算の公告を一種類以上の定期刊行物に出す。公告には、以下を記載する。

- 企業の正式名称及び略称（清算前一年間に社名変更などがあった場合、その間の全ての正式名称、略称も記載する）
- 企業の所在地（郵便住所）、納税者 ID
- 登記日及び登記機関（名称及び住所）
- 任意清算決定についての情報（日付、番号）
- 債権届出期間。この期間は、公告日から2ヶ月以上なければならない。

清算人は、中間清算貸借対照表の承認から5営業日以内に、各債権者に、届け出債権の認否、認定した債権額を書面で通知し、その受取確認する（受領日印、郵便配達証明、書状又は電子メールによる通知など）。

**中間清算貸借対照表に従い、その承認日より、清算人は以下の順位に従い債権者への支払を行う。**

第一順位：個人の債権で雇用関係に基づくもの、養育費、著作契約に基づく報酬、企業が生命健康被害の責任を負う個人への支払を、各定期支払額を合計して払う。

第二順位：国庫、国の目的別基金、学校教育基金への支払

第三順位：その他の債権者への支払

担保権（抵当権）により担保される債権の弁済は、企業の担保財産（担保目的物）を所定の手続で売却して得られた金額より支払う。売得金の残額は、法令が定める順位に従って他の債権の弁済に回す。

担保（抵当）目的物の売却で得られた金額が、被担保債権の全額弁済に足りない場合、不足分は順位に従って弁済される。

債権者への支払に資金が足りない場合、清算者は、以下を行うことができる。

- 独立の評価業者に財産の市価を評価させる。
- 公的競売で企業財産を換価する。

流通制限物の換価は、閉鎖式競売で行う。この競売には、法令により対象財産に対して所有権又はその他の物権を持つことが認められている者が参加する。

競売にかけた日から2ヶ月の間に換価できなかった財産は、順位を遵守した上で、評価額でこれを取得することを債権者に提案できる。

清算者は、以下の後に、清算貸借対照表案を作成する。

- 債権者への支払終了
- 税金その他義務的支払、監査結果によるものを含めた金銭的制裁の支払

- 相応の物権又は企業に対して債権を持つ発起人（社員）間での企業財産の分配

清算貸借対照表は、企業の発起人（社員）が承認し、税務機関に提出する。清算貸借対照表を受領した税務機関は、当該企業に税金、義務的支払の債務がない場合、1 営業日以内に清算人に未納税がない旨の証明書を出さなければならない。

税務機関の証明書をとった後、清算人は、企業の主たる口座がある銀行へ行き、口座閉鎖依頼を出す。銀行は、1 営業日以内に口座を閉鎖し、主口座閉鎖証明を清算者に出す。☆

主たる口座の閉鎖から3 営業日以内に、清算人は、企業の全ての会計書類、その他法令が定める書類を国家公文書館に引き渡す。

清算企業を国家登記簿から抹消するため、清算人は、登記所に次の文書を提出又は発送する。

- 一種類以上の定期刊行物に掲載した任意清算の公告
- 登記証明書
- 銀行の全口座が閉鎖されたことの証明書
- 企業の印鑑、スタンプ
- 有価証券の発行があった場合について、所轄機関の発行有価証券無効化証明
- 全免許証（許可証）の原本（あれば）
- 納税証明書
- 企業の文書を公文書館に引き渡したことの証明書

登記機関の決定は、受領日から一営業日以内に、清算人に渡されるか、郵送される。清算登記が拒否される場合は、清算人には、全ての書類、印鑑、スタンプが返却される。

以下の場合、清算登記が拒否されることがあるので留意されたい。

- 提出書類の不備（一種類以上の定期刊行物に掲載された任意清算公告、登記証明書、口座閉鎖証明書、社印など）
- 支払債権が残っている場合
- 登記機関が税務機関に、当該企業が登記以降、財務経営活動を行っていなかったことの確認を求めたところ、これを否定する回答がきた場合
- 企業が銀行に主口座を開設していなかったことを税務機関が確認できなかった場合

清算登記をした後、登記機関は、一週間以内に以下を行う。

- 税務機関、統計機関に企業の清算を通知する。

- 清算企業の印鑑、スタンプを破棄処分するため内務機関に渡す。
- 企業の免許証、許可証を発行機関に渡す（あれば）
- 企業所在地のウズベキスタン共和国人民銀行支店に、企業の清算を通知する。

法人事業主の任意清算期間は、登記機関に任意清算決定を通知した日から9ヶ月を超えてはならない。この期間内に登記機関に所定の書類が提出されない場合、任意清算手続はその時点で打ち切りとする。任意清算の打ち切りについて、登記機関は1営業日以内に税務機関と統計機関に通知する。

期間内に任意清算が完了しなかった場合、また、任意清算手続を途中でやめて事業を再開する場合、清算に伴う義務免除措置は適用されず、全ての支払は、その加算が停止していた期間分について全額徴収される（「任意清算及び事業終了手続規則」第3部）

## 第2項 国家登記時点より財務経営活動を行っていない企業の任意清算手続

国家登記時点より財務経営活動を行っていない企業の任意清算手続は、任意清算及び事業終了手続規則に従って行われる。

清算人は、任意清算決定がとられた日の遅くとも翌日には、以下を行う。

- a) 登記機関に任意清算決定の写しを送る。この中には、当該企業が登記以降、財務経営活動を行っていなかった旨が記載されていなければならない。
- b) 主たる通知預金口座（以下、主たる口座）がある銀行と、企業の外貨資金が蓄積されている外国為替銀行に、任意清算決定書の写しと、清算人の署名、印鑑の見本（公証されたもの）を二部送る。
- c) 自国通貨の二次的な預金口座、貯蓄口座、定期預金口座のある銀行に、口座を閉鎖し、自国通貨残額を主たる口座に送金する旨の依頼書を出す。
- d) 外貨の通知預金口座、貯蓄口座、定期預金口座のある銀行に、口座の閉鎖と、主たる自国通貨口座と同じ場所に開設した外貨



通知預金口座か、当該の銀行が外国為替銀行でない場合は、別の外国為替銀行の外貨通知預金口座に残額を送金するための依頼書を出す。（「任意清算及び事業終了手続規則」第4部第39項、第40項）

登記機関及び銀行は、これら書類の受領を文書で証明しなければならない。証明となるのは、登記機関及び銀行の文書受領日付印、提出者に対する書状又は電子メールによる受取通知、郵便局の発送証明などである。

- a) 登記機関へ通知した日より
  - 企業の設立文書の記載内容を変更してはならない。
  - 財産の譲渡、第三者への使用貸しをしてはならない。
- b) 自国通貨、外貨の主口座、二次的な通知預金口座を持つ銀行に通知をした時点より、自国通貨口座、外貨口座からの企業資金の引き落としは、法定の手続により清算者の依頼によってのみ行うものとする。

企業の全ての二次的な預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座は閉鎖される。

- 自国通貨口座 — 残額を主口座に移す。
- 外貨口座 — 残額を、自国通貨の主口座と同じ場所に開設した外貨通知預金口座か、この銀行が外国為替銀行でない場合は、別の外国為替銀行内の外貨通知預金口座に移す

清算人は、任意清算決定がとられた後、以下を行う。

- a) 法定の手続で、従業員の雇用関係を終了させる。
- b) 法定の手続により、企業の資産と負債を調べる。
- c) 清算の公告を一種類以上の定期刊行物に出す。公告には以下を記載する。
  - 企業の正式名称及び略称（清算前一年間に社名変更などがあった場合、その間の全ての正式名称、略称も記載する）
  - 企業の所在地（郵便宛先）、納税者 ID
  - 登記日及び登記機関（名称及び住所）
  - 任意清算決定についての情報（日付、番号）
  - 企業が国家登記時点より財務経営活動を行っていなかった旨の記載

**登記機関**は、任意清算決定の写しを受領してから、遅くとも翌日には、法人登記簿に企業が任意清算中であることを記載し、企業登記地の内務機関、税務機関、統計機関にこの旨を通知する。

企業登記地の**内務機関**は、登記機関から企業の任意清算通知を受けてから 10 日以内に、当該企業に出した全ての印鑑、スタンプ類作成許可の情報を登記機関に提供する。

企業を**登記簿から抹消**するため、清算者は、任意清算の公告日から一ヶ月を経過した後に、登記機関に以下の書類を提出又は発送する。

- 一種類以上の定期刊行物に掲載した任意清算公告
- 登記証明書
- 銀行口座を開設しなかった旨の書状又は全口座が閉鎖されたことの銀行の証明書
- 発起人（社員）間での財産分配の決定
- 企業の印鑑、スタンプ類
- 企業の文書を公文書館に引き渡したことの証明書

登記機関は、遅くともこれら書類を受領した翌営業日には、当該企業の登記地の**税務機関**に以下の確認をとる。

- 当該企業が、国家登記の時点以来、財務経営活動を行っていないこと。企業の登記地を管轄する**税務機関**は、登記機関から照会を受けた日から 2 営業日以内に、書面で回答を出す。
- 清算人からの提出書類に銀行口座を開設しなかった旨の書状がある場合は、企業が口座を開設しなかったことの確認。企業の登記地を管轄する**税務機関**は、登記機関から照会を受けた日から 2 週間以内に、書面で回答を出す。

企業に支払債権がない場合、登記機関は、以下のいずれかの日から 2 営業日以内に、清算登記を行う。

- 提出書類中に銀行の主口座閉鎖証明がある場合、全書類の受領日
- 提出書類中に口座が開設されなかった旨の清算人の書状がある場合、企業が銀行に主口座を開設しなかったことについて、**税務機関**の確認がとれた日

登記機関は、以下の場合、清算登記を拒否することがある。

- 提出書類の不備
- 未払いの支払債権がある場合
- 登記機関が**税務機関**に、当該企業が登記以来、財務経営活動を行っていないことの確認を求めたところ、これを否定する回答がきた場合
- 企業が銀行に主口座を開設していなかったことを**税務機関**が確認できなかった場合

登記機関の決定は、1 営業日以内に清算人に対し発行されるか郵送さ

れる。登記機関が清算登記を拒否する場合、同時に全ての提出書類、印鑑、スタンプが返却される。

登記機関の拒否は、上記の場合(書類の不備、支払債権が残っている、主口座の不開設に関する税務機関の確認がとれない等)にもあり得る。

企業の清算登記を行なった後、登記機関は一週間以内に以下を行う。

- 税務機関、統計機関に企業の清算を通知する。
- 清算企業の社印、スタンプを破棄処分するため内務機関に渡す。
- 企業所在地のウズベキスタン共和国人民銀行支店に、企業の清算を通知する。

**自然人事業主の任意の事業終了は、登記機関に提出される本人の申請に基づいて行われる。**

自然人事業主が、銀行に口座を開設しなかった旨の書状を提出する場合、登記機関は、遅くとも受領日の翌営業日に、当該事業主の登記地の税務機関に、口座が開設されなかったことについての確認を依頼する。税務機関は、照会を受けた日から2営業日以内に書面で回答を出す。

自然事業主の事業終了登記に関する登記機関の決定は、決定日から1営業日以内に本人に手交されるか郵送される。

事業主としての活動の終了は、事業関係の債権者に対する当該自然人の債務を免除するものではない。

企業発起人(社員)、自然人事業主、清算人は、自らが用意し、登記機関、税務機関に提出する文書の信頼性、合法性につき責任を負う。〔任意清算及び事業終了手続規則〕 第49項乃至第60項)

## 第4節 強制清算

### 第1項 国家登記時点より財務経営活動を行っていない企業の強制清算の特則

国家登記以来、財務経営活動を行っていない企業の清算決定をとるにあたり、裁判所が設置する特別委員会は、以下を行う。

- 企業清算公告を出す。
- 銀行口座を閉鎖する。
- 印鑑、スタンプを廃棄のために内務機関に引き渡す。
- 登記機関に企業の抹消登記を囑託する。

特別委員会は、外部の人間で構成してもよく、また、裁判所が発起人に参加するよう指示する場合は、会社の社員が入ってもよい。委員会は一時的に活動する機関である。

抹消登記は、刊行物に企業清算公告が出されてから一ヶ月以上が経過し、以下の書類が提出された後に行われる。

- 企業清算による抹消登記の申請
- 経済裁判所の清算決定
- 登記証明書
- 使用権のない特別口座、不測事態口座の閉鎖を証明する銀行の文書
- 廃棄のために企業の印鑑、スタンプが引き渡された旨の内務機関の証明書
- 企業が国家登記時点より財務経営活動を行っていなかったことについての税務機関の証明書
- マスコミ媒体に企業の清算について公告したことを証明する文書
- 税務機関の証明を受けた清算貸借対照表
- 企業の文書を国家公文書館に引渡したことの証明書  
（「財務経営活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算規則」第4部）

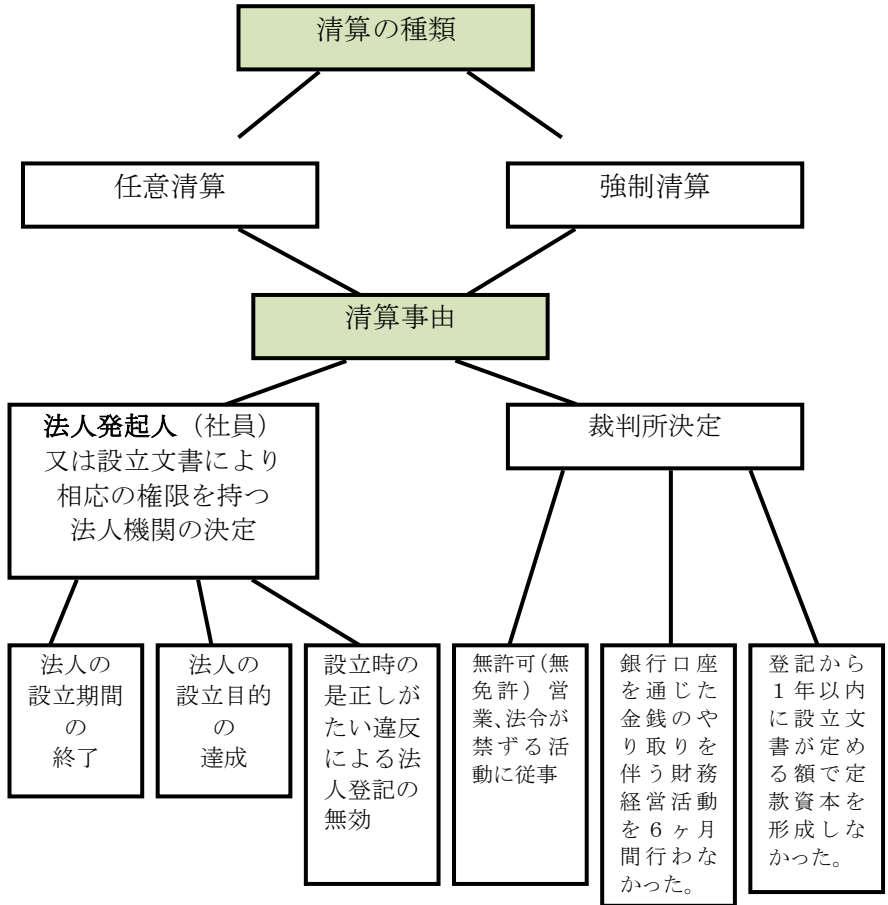
## 第2項 発起人不在企業の清算の特則

企業発起人が不在である場合、登記機関は、刊行物に企業の清算手続開始の公告を出し、所轄機関に以下の通知を行う。

- 内務機関に発起人、役職員の搜索を依頼する。
- 当該企業が使用していた銀行に、所定の手続で口座を閉鎖するよう指示する。

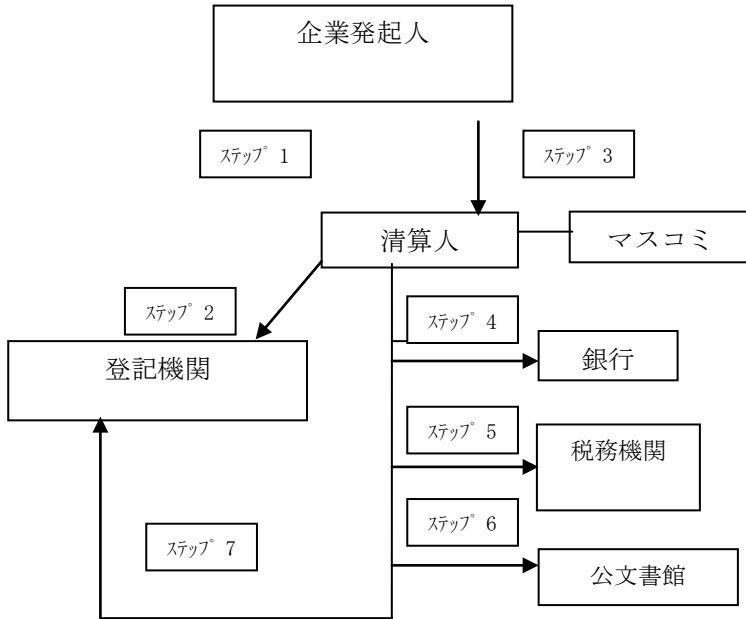
3ヶ月が経過して発起人（社員）が名乗り出ない場合、見つからない場合は、登記機関は1週間以内に企業清算の訴状を経済裁判所に提出する。経済裁判所が清算決定を出すと、裁判所の指示により地域特別委員会が清算手続を実施する。

清算手続の終了後、残った財産は、所有者のない財産として所轄機関が登録する。清算手続後に残余資金がある場合は、これを利用して特別委員会が財産を保管する。保管期間は、清算手続の終了から3年以内とする。残余資金がない場合又は保管料として支出しきった場合、財産は3年の間に売却する。財産の売却で得られた金額は、一定の経費を除き、特別に開設される銀行口座に入金する。この金額は不在発起人（社員）の所有物であり、企業清算より3年以上経過してから地方予算の収入とする。（「財務経営活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算規則」第5部）

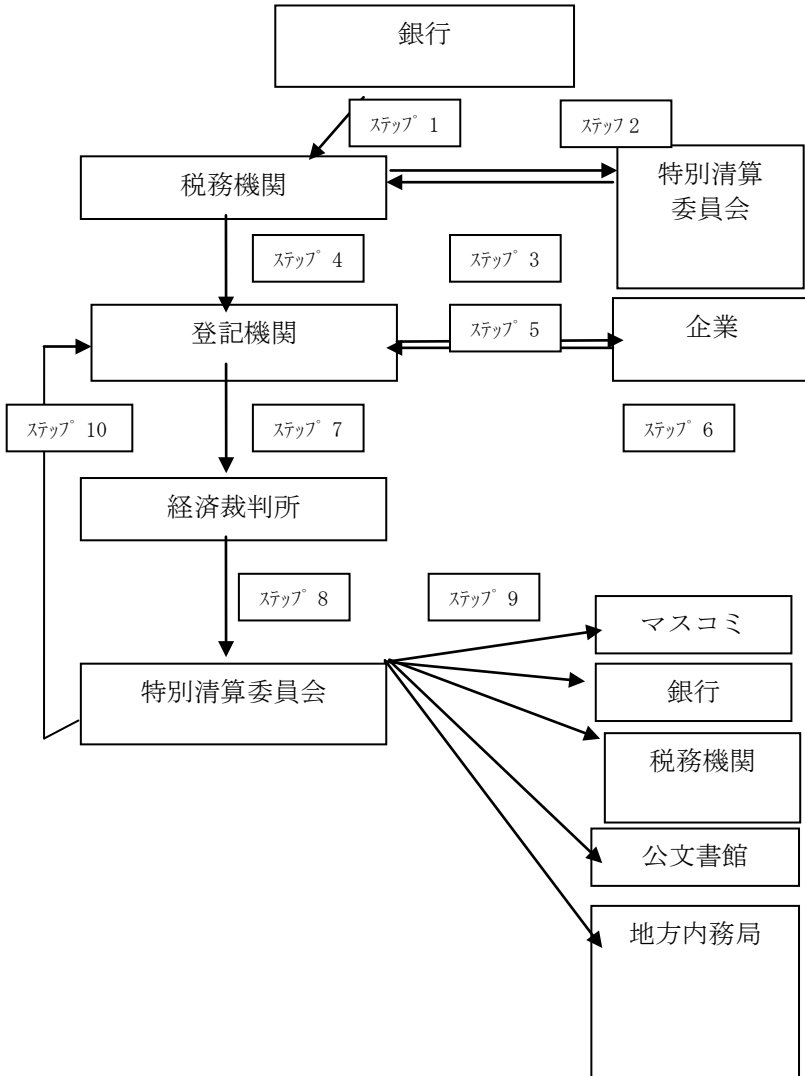


(清算の種類)

# 1. 任意清算手続



## 2. 強制清算手続





# 目次

序文	3
執筆方針	6
本書の構成	8
<b>第一章 事業主の国家登記</b>	<b>10</b>
<b>第1節 事業主の登記制度</b>	<b>10</b>
第1項 事業主の登記制度の目的	10
第2項 ウズベキスタンにおける事業主登記と手続の種類	11
<b>第2節 事業主登記、登録の三つの手続方式</b>	<b>12</b>
第1項 届出式手続（大統領決定 357 号）	12
§1. 対象となる事業主	12
§2. 届出式による登記	12
§3. 法人事業主登記の提出書類	12
§3. 登記の手続期間	14
§4. 登記拒否事由	14
第2項 許可式による事業主登記手続（内閣決定第 357 号）	18
§1. 許可式による登記手続	18
§2. 登記に必要な期間	18
第3項 営利目的商品を輸入する法人格をとらない個人事業主の 登記、登録手続（2004 年 9 月 2 日付内閣決定第 413 号）	19
§1. 対象となる事業主	19
§2. 登記手続	19
§3. 税務署での個人事業主登記に必要な書類（登録式手続）	19
§4. 税務署での個人事業主の登記手続にかかる期間	20
§5. 登記手続	20
<b>第3節 不服申立て手続</b>	<b>21</b>
第1項 登記機関の決定、行為に対する上位機関その他国家機関 への不服申立て	21
第2項 登記機関の決定、行為についての裁判所への不服申立て	22

<b>第二章</b>	<b>企業活動に対する免許</b> .....	<b>24</b>
<b>第1節</b>	<b>営業要件としての免許</b> .....	<b>25</b>
<b>第1項</b>	<b>免許の一般的事項</b> .....	<b>25</b>
§ 1.	免許手続の概念 .....	25
§ 2.	免許手続の法的規制 .....	25
§ 3.	要免許業種 .....	26
§ 4.	免許発行機関 .....	26
4.1.	免許発行機関 .....	26
4.2.	免許発行機関の権限 .....	27
<b>第2項</b>	<b>免許</b> .....	<b>28</b>
§ 1.	免許の取得 .....	28
1.1.	書類の提出 .....	28
1.2.	免許取得手続 .....	28
1.3.	免許合意書 .....	29
1.4.	免許発行の拒否 .....	30
1.5.	不服申立て .....	30
§ 2.	免許効力の一般的概念 .....	31
§ 3.	免許の有効期間 .....	31
§ 4.	免許申請審査手数料 .....	31
§ 5.	国家手数料、その他の費用 .....	32
<b>第3項</b>	<b>免許の停止、終了、無効化</b> .....	<b>33</b>
§ 1.	免許停止の条件 .....	33
§ 2.	免許終了の条件 .....	34
§ 3.	免許の無効化 .....	35
<b>第4項</b>	<b>免許要件、条件の遵守状況の監督</b> .....	<b>36</b>
<b>第5項</b>	<b>不服申立て</b> .....	<b>37</b>
§ 1.	免許発行拒否についての不服申立て手続.....	37
§ 2.	免許停止、終了、無効化決定に対する不服申立て手続.....	37
<b>第三章</b>	<b>報告</b> .....	<b>44</b>
<b>第1項</b>	<b>報告書類：種類と作成、提出手続</b> .....	<b>45</b>
§ 1.	報告書の種類 .....	45
1.1.	統計報告 .....	45
1.1.1.	国家統計機関 .....	45
1.1.2.	国家統計の役割 .....	45
1.2.	財務報告 .....	56

1. 2. 1. 財務報告書の概念	56
1. 2. 2. 財務報告書の提出手続	56
1. 3. 税務報告書の概念	57
1. 3. 1. 税務報告書の作成	57
1. 3. 2. 税務報告書の提出手続	58
1. 3. 3. 修正税務報告書の提出	59
1. 3. 4. 税務報告書の保管期間	59

## 第四章 事業主に対する監査..... 62

### 第1節 監査の概念、種類、意味..... 64

第1項 監査の一般概念	64
§1. 監査の概念	64
§2. 経済主体の活動に対する国家監督の主原則	64
§3. 事業主を対象とする監査の種類	65
3. 1. 計画監査とその意味	67
3. 1. 1. 計画監査実施の条件	67
3. 1. 2. 計画監査実施の根拠となる文書	67
3. 1. 3. 計画監査の実施頻度	67
3. 2. 臨時監査とその意味	68
3. 2. 1. 臨時監査の実施条件	68
3. 2. 2. 臨時監査実施の根拠となる文書	68
3. 2. 3. 臨時監査の実施頻度	69
3. 3. 関連監査とその意味	69
3. 3. 1. 関連監査の実施条件	69
3. 3. 2. 関連監査実施の根拠となる文書	69
3. 3. 3. 関連監査の実施頻度	69
3. 4. 監督のための監査の実施手続、意味	70
3. 4. 1. 監督のための監査の実施条件	70
3. 4. 2. 監督のための監査の実施の根拠となる文書	70
3. 4. 3. 監督のための監査の実施頻度	70
3. 5. 監督機関が評議会（州委員会）の合意をとらずに行使できる監督機能	70
3. 5. 1. 監督機関が監督機能を行行使するための条件	70
3. 5. 2. 監督機関が監督機能を行行使する根拠となる文書	71
3. 5. 3. 監督のための監査の実施頻度	71
第2項 監査の実施手続	64

§ 1.	監査における監督機関職員の権利と義務.....	71
§ 2.	監査における企業家の権利と義務.....	72
§ 3.	監査の際に行われる行為 .....	72
§ 4.	監査結果調書 .....	72
第 3 項	不服申立て手続 .....	73
<b>第五章</b>	<b>事業主に対する活動制限措置.....</b>	<b>79</b>
<b>第 1 節</b>	<b>総則 .....</b>	<b>80</b>
第 1 項	事業主に適用される法的措置の概念、適用の目的... 80	
§ 1.	事業主に適用される法的措置の概念.....	80
§ 2.	事業主に法的措置を適用する目的.....	80
第 2 項	事業主に対する法的措置適用の法基盤.....	81
第 3 項	事業主に対する法的措置の適用権限を持つ国家機関及び 役職員 .....	83
<b>第 2 節</b>	<b>事業主に対する法的措置の適用手続.....</b>	<b>84</b>
第 1 項	事業主に対する法的措置適用の事由.....	84
第 2 項	裁判手続によってのみ適用される法的措置の種類... 85	
§ 1.	活動終了 .....	85
§ 2.	環境に悪影響を与える施設の活動終了又は業種変更... 87	
§ 3.	業務の制限、停止及び禁止 .....	87
§ 4.	銀行口座の使用停止 .....	88
§ 5.	金銭的制裁の適用 .....	89
§ 6.	違法行為の関係物に対する取立てと国庫への収納.....	91
§ 7.	10 営業日を超える免許の停止、終了及び無効化.....	91
第 3 項	行政手続により事業主に適用される法的措置の種類... 92	
第 4 項	事業主に対する法的措置適用の裁判手続及び行政手続93	
<b>第 3 節</b>	<b>国家機関及び役職員の法的措置適用行為（決定）に対する 不服申立て手続 .....</b>	<b>96</b>
第 1 項	不服申立ての審理権限を持つ国家機関及び役職員... 96	
第 2 項	事業主に対し違法に法的措置を適用した役職員に適用さ れる責任措置 .....	97
<b>第六章</b>	<b>事業主の清算.....</b>	<b>106</b>
<b>第 1 節</b>	<b>事業主清算の一般概念.....</b>	<b>106</b>
<b>第 2 節</b>	<b>事業主の清算の種類.....</b>	<b>107</b>
<b>第 3 節</b>	<b>任意清算 .....</b>	<b>109</b>
第 1 項	財務経営活動を行う企業の任意清算手続.....	109

第2項 国家登記時点より財務経営活動を行っていない企業の任意清算手続 .....	112
<b>第4節 強制清算 .....</b>	<b>116</b>
第1項 国家登記時点より財務経営活動を行っていない企業の強制清算の特則 .....	116
第2項 発起人不在企業の清算の特則.....	117

## 図表及び書式

### 第一章 事業主の登記

#### 図表：

法人の登記、登録手続

法人格をとらない個人事業主、デフカン農家の登記、登録手続

### 第三章 報告と免許保有者の監督

#### 書式：

国家統計報告書

企業財務報告書

### 第五章 事業主に対する活動制限措置

#### 図表：

裁判手続によってのみ適用される法的措置

行政手続で適用される法的措置

裁判所の法的措置適用決定に対する不服申立て手続

### 第六章 事業主の清算

#### 図表：

任意清算手続

強制清算手続